

川崎町

「第4期障がい者福祉基本計画」

「第6期障がい福祉計画」

「第2期障がい児福祉計画」



ReBorn! 川崎町

人を育み、町を創る。10年先も住み続けたい町へ

令和3年3月

は じ め に

現在、障がい者を取り巻く状況は、社会情勢、経済情勢によりめまぐるしく変化してきています。また、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、年々、障がいのある方の意識が変化し、地域における自立支援や社会参加への意識がますます高まっている一方、障がいのある方の高齢化、障がいの重度化・多様化も進んでおり、個々の障がいの状況に応じた対応が求められます。

本町では、平成27年3月に第3期「川崎町障がい者福祉基本計画」を策定し、障がいのある人々の自立支援と社会参加を推進してまいりました。

こうしたなか本計画は、第4期「川崎町障がい者福祉基本計画」を新たに見直すとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」において策定が義務付けられる「川崎町障がい福祉計画」及び「川崎町障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がいの有無に関わらず、だれもが社会の対等な構成員として、一人一人の人権が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自立して暮らすことのできる“障がい者の自立と社会参加を支えるみんなに優しい町づくり”の実現に向けた指針となるものです。

本計画を策定するにあたっては、住民の皆さんのご意見を十分に反映するため、「川崎町福祉に関するアンケート調査」を実施するとともに、障がい者（児）関係団体やサービス提供事業者、相談支援事業者等関係団体にもアンケート調査を行いました。また、庁外に「川崎町障がい者福祉計画策定委員会」を設置し、各委員の専門的な視点から、計画案について審議していただきました。

今後、本計画に基づき、地域全体がいたわりあい、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、障がいのある人が自立した暮らしのできる町づくりを推進してまいります。何卒、障がい者（児）福祉をご理解いただき、町民の皆様をはじめ、関係各位のご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたりご尽力いただいた委員の皆さまをはじめ、関係者の方々に厚くお礼申し上げます。



令和3年3月

川崎町長 原口 正弘

目 次

第1章 計画の概要

- 1. 計画策定の趣旨 3
- 2. 計画の位置づけ 4
- 3. 計画の期間 5
- 4. 計画策定体制 6
- 5. 「障がい」の表記について 7

第2章 障がい者を取り巻く状況

- 1. 人口構成 11
- 2. 各種障害者手帳の所持状況 12
- 3. 身体障がい者の状況 13
 - (1) 年代別身体障害者手帳の保持者数 13
 - (2) 等級別身体障害者手帳の保持者数 14
 - (3) 障がい部位別身体障害者手帳の保持者数 15
- 4. 知的障がい者の状況 16
 - (1) 年代別療育手帳の保持者数 16
 - (2) 障がい程度別療育手帳の保持者数 17
- 5. 精神障がい者の状況 18
 - (1) 年代別精神障害者保健福祉手帳保持者数 18
 - (2) 等級別精神障害者保健福祉手帳保持者数 19
- 6. 障がい支援区分の認定者数の推移 20
- 7. 実態調査からみる課題 21
 - (1) 調査概要 21
 - (2) 回収結果 21
 - (3) 集計上の注意 21
 - (4) 回答者の属性 21
- 8. 関係団体ヒアリング 39
 - (1) ヒアリングの概要 39
 - (2) ヒアリングの結果 40
- 9. 第3期川崎町障がい者福祉基本計画の進捗評価 42
 - (1) 各担当課による施策の進捗評価 42

第3章 計画の基本理念

- 1. 基本理念 47
- 2. 基本方針 48
- 3. 施策の体系 50

第4章 障がい者福祉基本計画

- 1. 重点的に取り組む課題 53

2. 計画体系	53
基本方針1 障がいへの理解と交流・活動の促進【広報・啓発等】	54
1. 広報・啓発の推進	54
2. 交流の推進・文化活動の充実	55
3. 人権擁護の推進	56
4. スポーツ、レクリエーション、文化活動の充実	57
5. ボランティアの育成と活動支援	57
基本方針2 地域生活への支援【保健、医療、福祉サービス等】	59
1. 保健・医療の充実	59
2. 早期療育体制の充実	60
3. 障がい者（児）福祉サービスの充実	61
4. 日中活動への支援	62
5. 情報提供・相談支援体制の充実	63
基本方針3 育ち、学ぶ環境づくり【教育・育成等】	65
1. 早期教育・育成の推進	65
2. 学校教育の推進	66
3. 社会教育の充実	67
基本方針4 安全・安心のまちづくり【生活環境、安全・安心等】	68
1. バリアフリー施設・交通機関の確保	68
2. 道路・歩道の整備	69
3. 障がい者住宅の整備	70
4. 防犯・安全対策の充実	71
基本方針5 雇用・就業環境の整備【雇用・就業等】	72
1. 雇用・就業環境の整備	72

第5章 障がい福祉計画

1. 本計画について	77
(1) 計画の期間	77
2. 目標の実現に向けて	78
(1) 地域生活への移行支援	78
(2) 就労支援体制の強化	78
(3) 相談支援体制の充実	78
(4) 発達の恐れや障がいのある子どもへの支援の充実	79
(5) 地域の見守り体制の強化	79
(6) 保育、保健、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	79
3. 令和5年度に向けての目標設定	80
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	80
(2) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築	80
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	81
(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進	81

(5) 相談支援体制の充実・強化等	82
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築	83
4. 障がい福祉サービス等の必要量の見込み	84
(1) 訪問系サービス	84
(2) 日中活動系サービス	86
(3) 居住系サービス	89
(4) 相談支援	90
5. 地域生活支援事業の推進	91
(1) 理解促進研修・啓発事業	91
(2) 自発的活動支援事業	91
(3) 相談支援事業	91
(4) 成年後見制度利用支援事業	92
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	92
(6) 意思疎通支援事業	92
(7) 日常生活用具給付等事業	93
(8) 手話奉仕員養成研修事業	94
(9) 移動支援事業	94
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	95
(11) 日中一時支援事業	95
(12) 自動車運転免許取得・改造助成事業	96

第6章 障がい児福祉計画

1. 障がい児支援の提供体制の整備等についての数値目標と対応策	99
(1) 現状と課題	99
(2) 障がい児支援の提供体制の整備	100
(3) 子ども・子育て支援	101
(4) 障がい児通所支援・障がい児相談支援	102

第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制	107
(1) 各種関係機関	107
(2) 連携体制	108
2. 策定委員会	108
3. 人材の確保・質の向上	109
(1) 専門職員の確保	109
(2) 職員等の資質向上	109
4. 計画の推進管理	109

資料編

1. 川崎町障がい者・児福祉計画策定委員会設置要綱	113
---------------------------	-----

2.	川崎町障がい者・児福祉計画策定委員会委員名簿	115
3.	計画策定の経緯	115
4.	用語集	116

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本町では、平成27年3月に令和2年度を目標とする「川崎町第3期障がい者福祉基本計画」を策定しました。この計画では、障がいの有無に関わらず、だれもが社会の対等な構成員として、一人一人の人権が尊重され、自己選択を自己決定の下に社会参画し、できる限り住み慣れた地域で自立して暮らすことのできる場と環境の整備をめざし「障がい者の自立と社会参加を支えるみんなに優しい町づくり」を基本理念に掲げました。

この基本理念の実現に向け、以下の5項目の基本方針を掲げ、地域住民や様々な関係機関・団体と連携・協働しながら、障がい者が地域社会で安心して自立した生活を送れるような町づくりを進め、保健、医療、福祉、教育、生活環境など広い分野にわたる施策に総合的に取り組んできました。

【基本方針】

1. 障がい者への理解と交流・活動の促進【広報・啓発等】
2. 地域生活への支援【保健、医療、福祉サービス等】
3. 育ち、学ぶ環境づくり【教育・育成等】
4. 安全・安心のまちづくり【生活環境、安全・安心等】
5. 雇用・就業環境の整備【雇用・就業等】

前計画の策定以降、障がい者施策は大きく変わっており、国連の障がい者権利条例に対して、平成19年に日本が署名し、平成26年に批准するまでの間において、障がい者に関する様々な法律が整備され新設されています。

それらの法律における変更の中でも、障がい者の定義が「医学モデル」から、「社会モデル（日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会のあり方と関係によって生じるものとの視点）」へ変革したこと、「合理的配慮（障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整）」の考え方が確立され、努力義務とされたこと等は、障がい者に対する概念を大きく変える変更点と言えます。

本計画は、川崎町において平成27年3月に策定した「川崎町第3期障がい者福祉基本計画」並びに平成30年3月に策定した「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」の計画期間が満了となることから、これらの法律や制度内容・社会情勢の変化等を踏まえ、地域に暮らすすべての人が生き生きと生活できる社会の実現をめざし、新たな「第4期障がい者福祉基本計画」を策定し、必要な福祉サービス提供体制を整備充実を図っていく計画として「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定しました。

平成 23 年「障害者基本法」の改正

障がい者の定義に発達障がいも明記されたほか、その他の心身機能の障がいのある人も障がい者と捉えること、障がいを機能障がいのみではなく、社会的障壁で捉えることを規定。

平成 25 年「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定

法律の基本理念として新たに「共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われること」が掲げられ、障がい者の範囲の見直しやサービスの充実強化等が実施される。

平成 25 年「障害者差別解消法」の成立

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に施行され、障がい者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く合理的配慮を行うことが義務付けられる。

平成 30 年「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の改正

障がい児の多様化するニーズへのきめ細やかな対応、障がい者の生活と就労に対する支援、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用促進など、子どもから高齢者まで、全ての世代に関係する内容になっている。また、障がい児支援の提供体制の計画的な構築を図るため地方公共団体において「障がい児福祉計画」を策定することを義務付けられる。

2. 計画の位置づけ

（１）「第４期障がい者福祉基本計画」の位置づけ・内容

障がい者福祉基本計画とは「障害者基本法」第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障がい者計画」として、本町における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定める計画であり、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けた施策の展開を図ることが求められます。

また、障がい者基本計画は、障がい者に関するあらゆる分野を網羅した障がい者福祉に関する総合的な計画として、国や県の計画をはじめ、「川崎町総合計画」や関連する保健福祉計画とも整合性を図りつつ策定します。

（２）「第６期障がい福祉計画」の位置づけ・内容

本計画は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第８８条に基づき、国の定める基本方針に則して、障がい者の地域生活移行や一般就労移行を進めるにあたっての令和３年度から令和５年度までの数値目標を設定し、「第６期障がい福祉計画」と位置付けております。

第６期障がい福祉計画にあたっては、第５期障がい福祉計画の現状や課題等を把握し、必要なサービス量を適切に見込むことにより、サービス提供体制の計画的な整備を図り、障がいのある人の生活支援や自立支援に努める計画を策定します。

（３）「第２期障がい児福祉計画」の位置づけ・内容

本計画は児童福祉法第３３条の２０に基づき、国の定める基本方針に則して、障がい児の通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的に令和３年度から令和５年度までの数値目標を設定し、第２期障がい児福祉計画と位置付けています。

第２期障がい児福祉計画にあたっては、サービス提供の現状や課題等を把握し、必要なサービス量を適切に見込むことにより、サービス提供体制の計画的な整備を図り、障がいのある児童の健やかな育成を支援するとともに、地域の保育、教育等の支援が受けられるようにすることで、障がいの有無に関わらず、すべての児童がともに成長できるよう計画を策定します。

３．計画の期間

第４期障がい者福祉基本計画は、令和３年度から令和８年度のまでの６年間とし、第６期障がい福祉計画及び第２期障がい児福祉計画は、令和３年度から令和５年度までの３年間とし、前計画の進捗状況等を踏まえ策定するものです。

なお、法律・制度面で、新たな法整備の動きがあった場合は、国の動向を踏まえながら、柔軟に見直しを行います。

令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
第３期 障がい者 福祉基本計画	第４期障がい者福祉基本計画					
第５期 障がい福祉計画	第６期障がい福祉計画			第７期障がい福祉計画		
第１期 障がい児 福祉計画	第２期障がい児福祉計画			第３期障がい児福祉計画		

4. 計画策定体制

(1) 行政内部における検討

川崎町福祉課が主体となり、計画の素案を作成しました。なお、福祉政策を総合的・効果的に推進するため、県及び近隣市町村の動向を把握しながら、施策の検討を行いました。

(2) 計画策定委員会等の開催

当事者、家族団体、福祉関係者等の参画による「川崎町障がい者・児福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容の審議を行いました。

(3) 当事者及びその他の関係者等からの意見の聴取

改正前の障害者基本法では「施策を講ずるに当たっては、障がい者の自主性が十分に尊重され、かつ、障がい者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮」するように求めていましたが、改正後の障害者基本法では「施策を講ずるに当たっては、障がい者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」となりました。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」においても、市町村が計画を策定するにあたり、障がい者等の心身の状況やその置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案し、計画を策定することとされています。

このことを踏まえて、本計画を策定するにあたっては、「障がい者及びその他の関係者等」の意見を聴くために、アンケート調査及び事業者・関係団体調査による意見聴取を実施しました。

① アンケート調査の実施

「川崎町第4期障がい者福祉基本計画、川崎町第6期障がい福祉計画及び川崎町第2期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、町民の皆様の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的として実施しました。

【調査概要】

調査対象者

身体障がい者：川崎町在住の身体障害者手帳保持者 515件（抽出調査）

知的障がい者：川崎町在住の療育手帳保持者 220件（全数調査）

精神障がい者：川崎町在住の精神障害保健福祉手帳保持者 220件（全数調査）

児童サービス利用者：川崎町在住の児童サービス利用者 51件（抽出調査）

調査方法 郵送による配布、回収調査

調査時期 令和2年7月8日（水）～令和2年8月7日（金）

【回収結果】

配布数	有効回答数	有効回答率
1006	280	27.83%

② 事業者・関係団体調査

保護者の会や各種関係団体等に対し自由記載方式を基本としたアンケート調査を実施し、ニーズや現状等の把握を行い計画策定に反映させています。

(4) パブリック・コメントの実施

パブリック・コメントとは、町民に対してあらかじめ素案を公表し、ご意見をいただき、その意見を考慮して意思決定をする制度です。

令和３年１月に町ホームページや公共機関において素案を公表し、いただいた意見を計画策定に反映させています。

5. 「障がい」の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまで通り「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第2章 障がい者を取り巻く現状

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 人口の推移

本町の人口は平成27年の18,102人から令和元年の16,309人と年々減少傾向で推移しています。

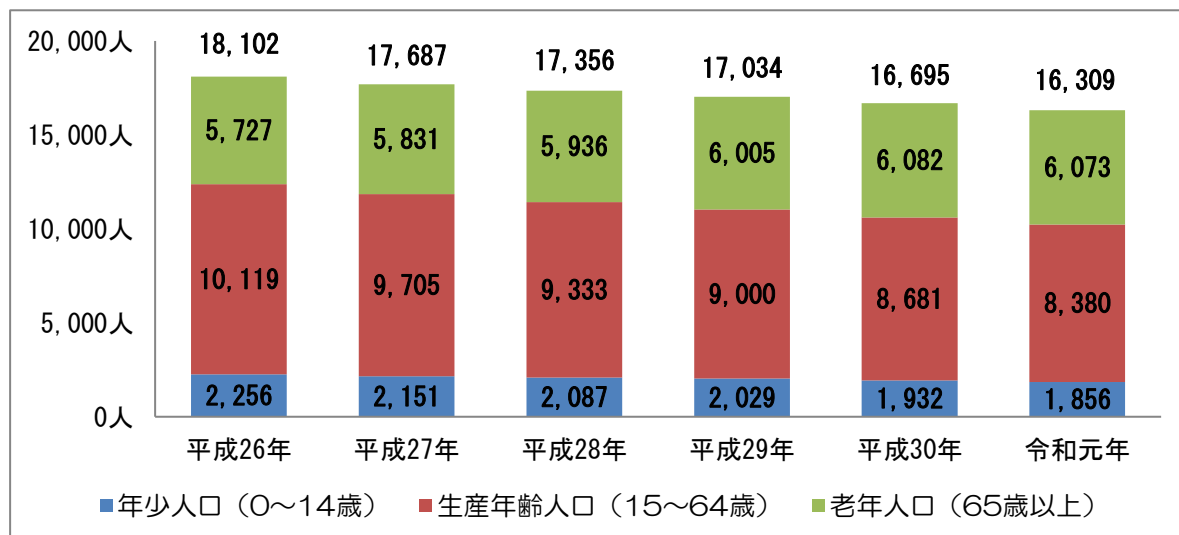
年齢別にみると、「年少人口」「生産年齢人口」は減少傾向にあるのに対し、「老年人口」は増加傾向にあり、少子高齢化の傾向が見られます。

人口の推移

(単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
年少人口（0～14歳）	2,256	2,151	2,087	2,029	1,932	1,856
生産年齢人口（15～64歳）	10,119	9,705	9,333	9,000	8,681	8,380
老年人口（65歳以上）	5,727	5,831	5,936	6,005	6,082	6,073
総人口	18,102	17,687	17,356	17,034	16,695	16,309

(単位：人)



資料：住民基本台帳

各年：3月31日現在

2 各種障害者手帳の保持状況

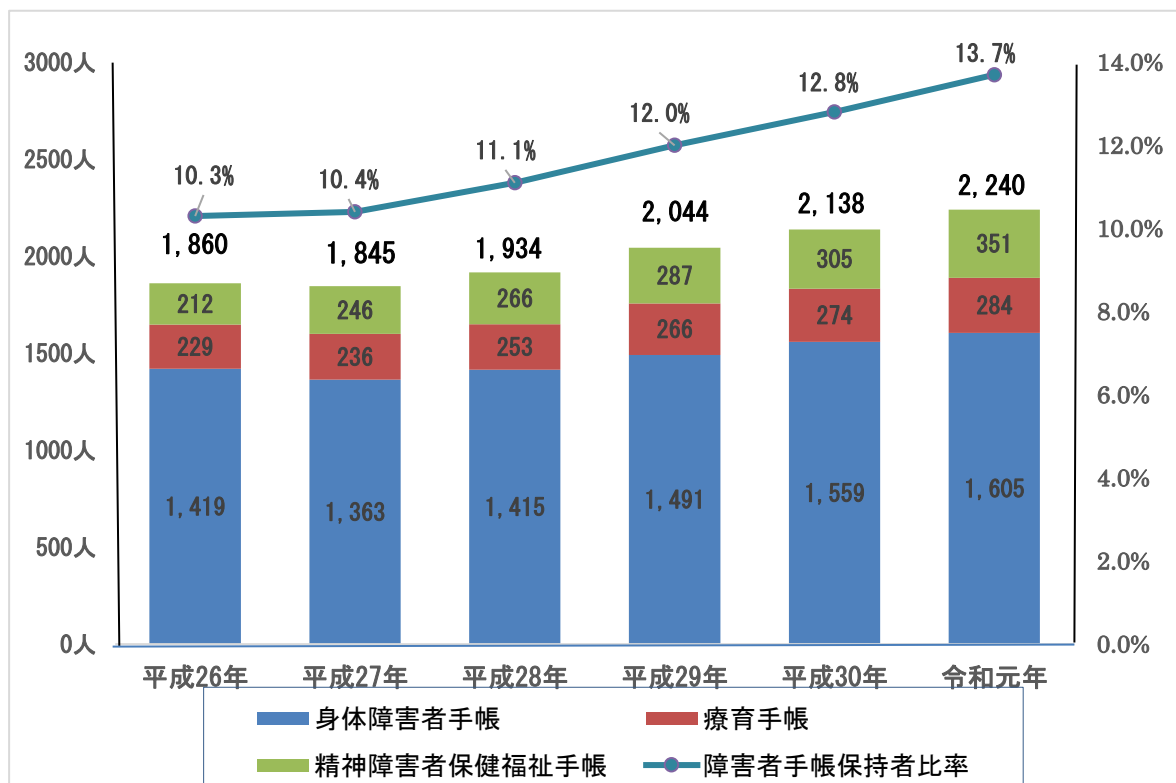
各障害者手帳保持者は平成 26 年の 1,860 人から、令和元年の 2,240 人と年々増加傾向で推移しています。

また、総人口に対する障害者手帳保持者の比率も年々増加傾向にあります。

各種障害者手帳の保持状況の推移

(単位：人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
身体障害者手帳	1,419	1,363	1,415	1,491	1,559	1,605
療育手帳	229	236	253	266	274	284
精神障害者保健福祉手帳	212	246	266	287	305	351
障害者手帳保持者数	1,860	1,845	1,934	2,044	2,138	2,240
障害者手帳保持者比率	10.3%	10.4%	11.1%	12.0%	12.8%	13.7%



各年：3月31日現在

3 身体障がい者の状況

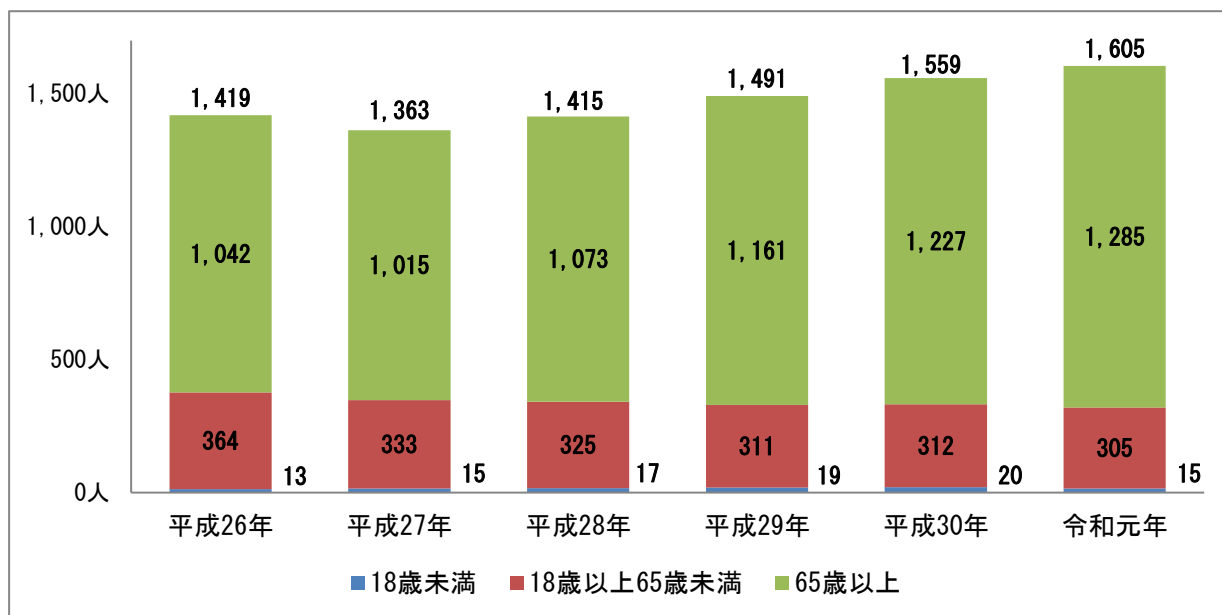
(1) 年代別身体障害者手帳の保持者数

本町の身体障がい者数（身体障害者手帳保持者数）は平成26年度末の1,419人から令和元年度末の1,605人と年々増加傾向で推移しており、令和元年度の総人口の9.8%にあたります。年齢別でみると「65歳以上」の手帳保持者数が、もっとも多く増加傾向にあります。

年代別身体障害者手帳の保持者数の推移

（単位：人）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
18歳未満	13	15	17	19	20	15
18歳以上65歳未満	364	333	325	311	312	305
65歳以上	1,042	1,015	1,073	1,161	1,227	1,285
合計	1,419	1,363	1,415	1,491	1,559	1,605



各年：3月31日現在

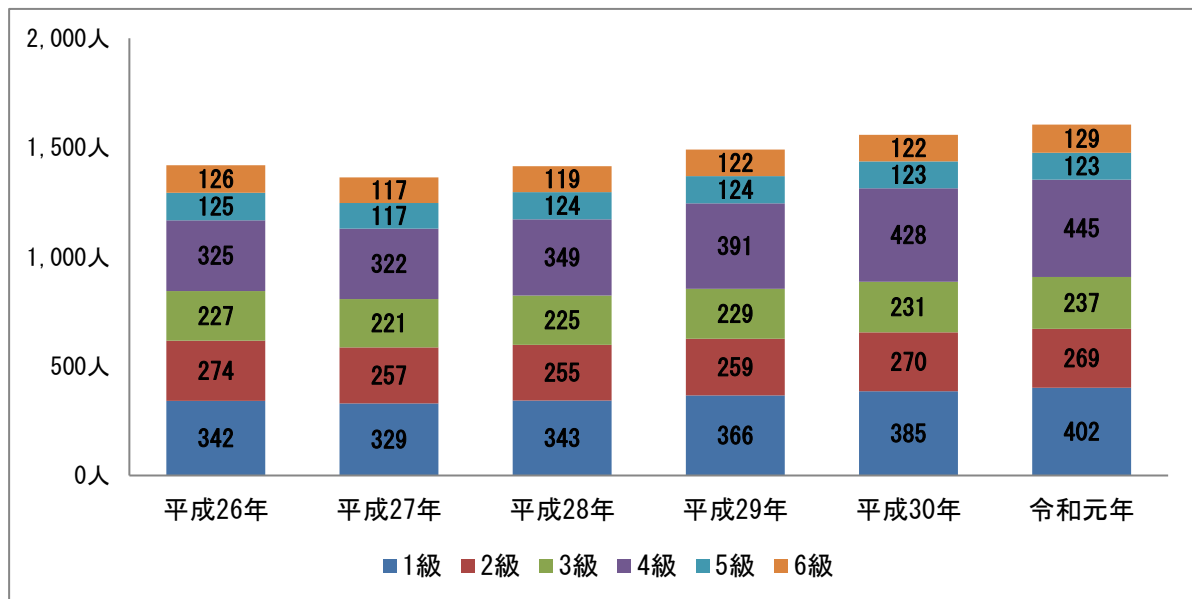
（２）等級別身体障害者手帳の保持者数

等級別でみると４級の手帳保持者が多く、次いで１級の手帳保持者となっています。また、重度障がいである、１級と２級は手帳保持者の４１.８％となっています。（等級は、重い順に１級から６級までとなっています。）

等級別身体障害者手帳保持者数の推移

（単位：人）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
１ 級	342	329	343	366	385	402
２ 級	274	257	255	259	270	269
３ 級	227	221	225	229	231	237
４ 級	325	322	349	391	428	445
５ 級	125	117	124	124	123	123
６ 級	126	117	119	122	122	129



各年：3月31日現在

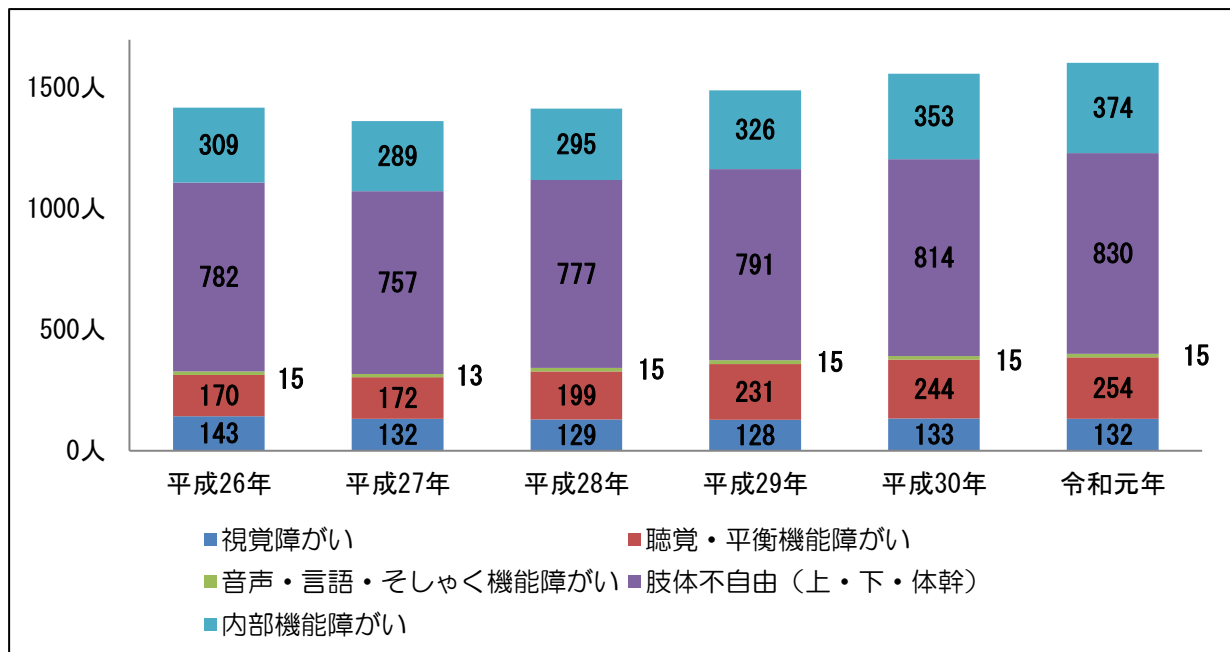
（３）障がい部位別身体障害者手帳の保持者数

障がい者数を障がい区分別でみると「肢体不自由（上・下・体幹）」が 830 人と最も多く、「内部機能障がい」が 374 人で続いて多くなっています。増加率でみると聴覚・平衡機能障がい障がいが平成 26 年にくらべ約 1.5 倍と大きな増加となっています。

障がい部位別身体障害者手帳保持者数の推移

（単位：人）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
視覚障がい	143	132	129	128	133	132
聴覚・平衡機能障がい	170	172	199	231	244	254
音声・言語・そしゃく機能障がい	15	13	15	15	15	15
肢体不自由（上・下・体幹）	782	757	777	791	814	830
内部機能障がい	309	289	295	326	353	374



各年：3月31日現在

4 知的障がい者の状況

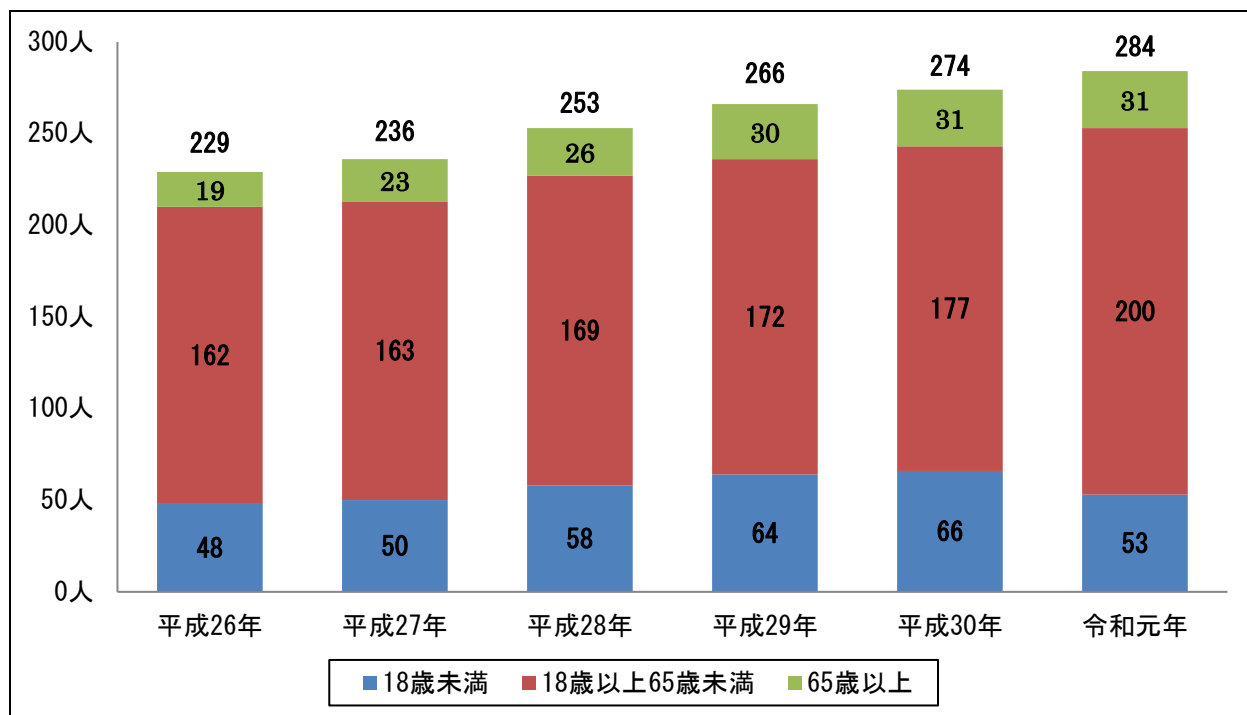
(1) 年代別療育手帳の保持者数

本町の知的障がい者（療育手帳保持者数）は平成26年度末の229人から令和元年度末の284人と年々増加傾向で推移しており、令和元年度の総人口の1.7%にあたります。

年代別療育手帳の保持者数の推移

（単位：人）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
18歳未満	48	50	58	64	66	53
18歳以上65歳未満	162	163	169	172	177	200
65歳以上	19	23	26	30	31	31
合計	229	236	253	266	274	284



各年：3月31日現在

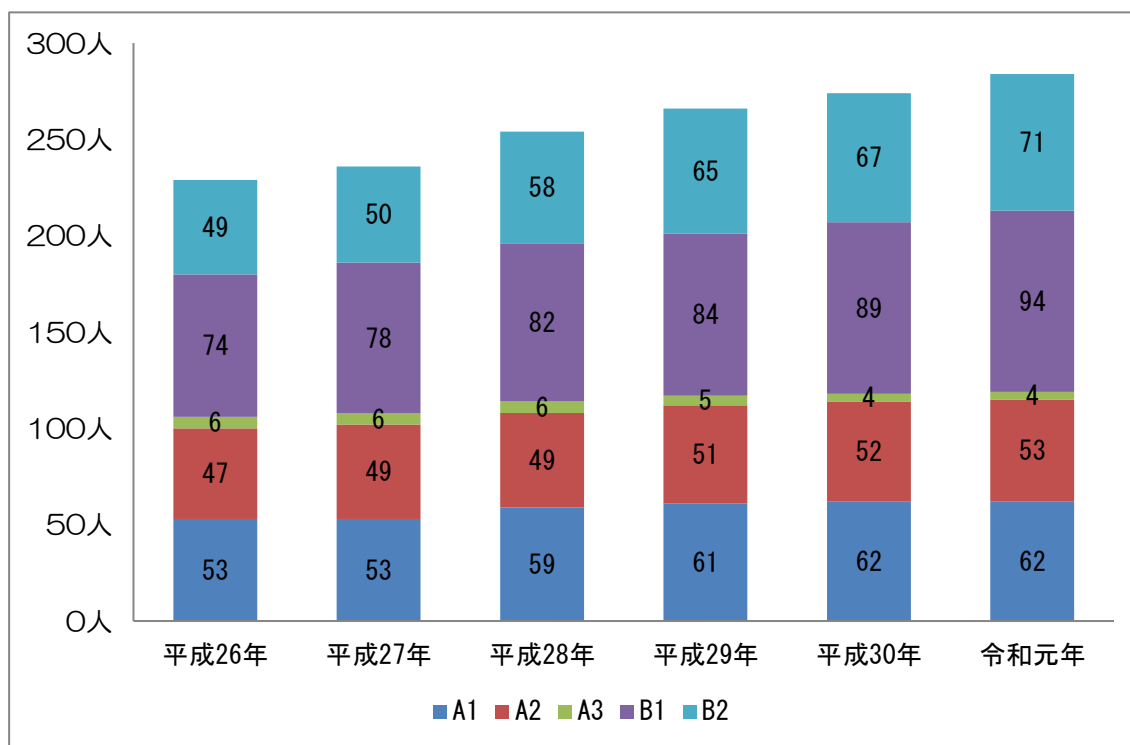
（２）障がい程度別療育手帳の保有者数

障がい程度別療育手帳保有者数の推移をみると「Ａ１」「Ａ２」は、ほぼ横ばいで推移しており、「Ｂ１」「Ｂ２」は増加傾向にあります。（等級は、Ａ判定のほうがＢ判定より重くなっています。）

障がい程度別療育手帳保有者数の推移

（単位：人）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
A1	53	53	59	61	62	62
A2	47	49	49	51	52	53
A3	6	6	6	5	4	4
B1	74	78	82	84	89	94
B2	49	50	58	65	67	71



各年：3月31日現在

5 精神障がい者の状況

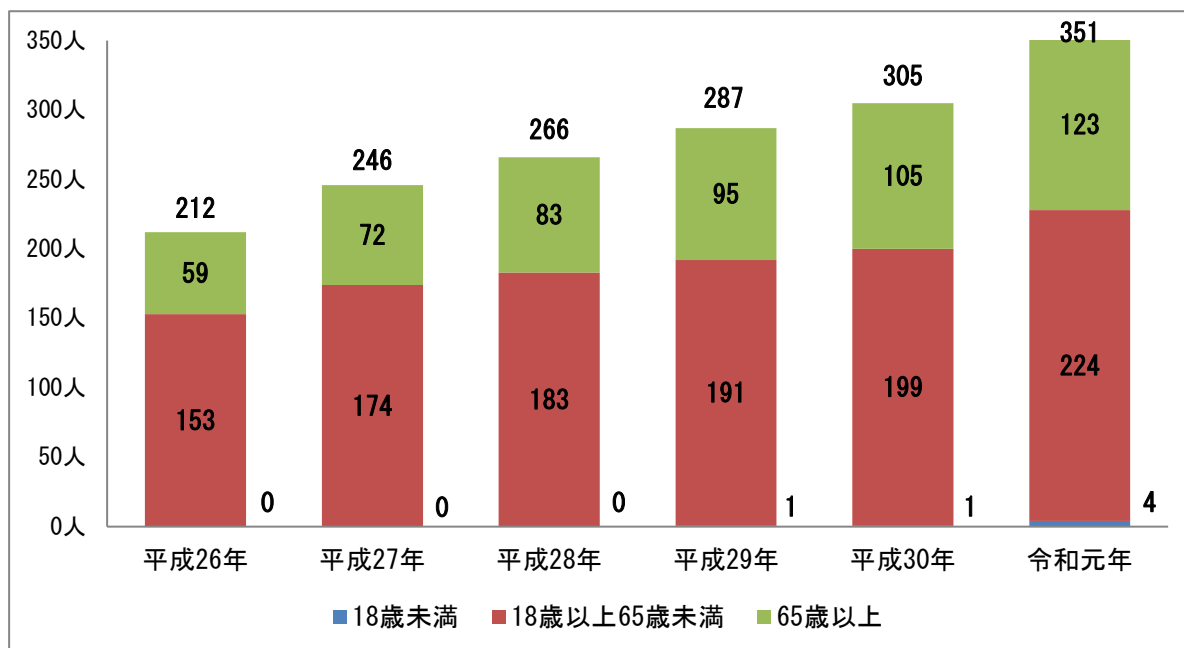
(1) 年代別精神障害者保健福祉手帳保持者数

本町の精神障害者保健福祉手帳保持者数は平成26年度末の212人から令和元年度末の351人と年々増加傾向で推移しており、令和元年度の総人口の2.1%にあたります。年齢別でみると「18歳以上65歳未満」「65歳以上」の手帳保持者は増加しています。

年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
18歳未満	0	0	0	1	1	4
18歳以上65歳未満	153	174	183	191	199	224
65歳以上	59	72	83	95	105	123
合計	212	246	266	287	305	351



各年：3月31日現在

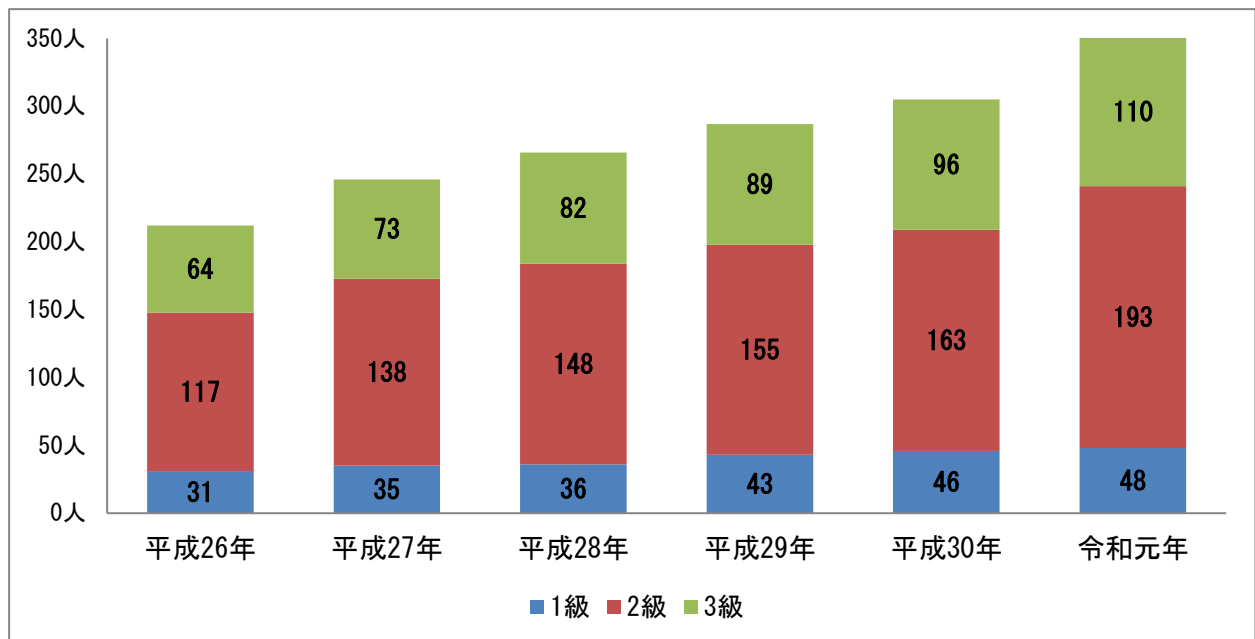
（２）等級別精神障害者保健福祉手帳保持者数

等級別精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移は、すべての等級において増加傾向で推移しています。（等級は、重い順に 1 級、2 級、3 級の順となっています。）

等級別精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移

（単位：人）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
1 級	31	35	36	43	46	48
2 級	117	138	148	155	163	193
3 級	64	73	82	89	96	110



各年：3月31日現在

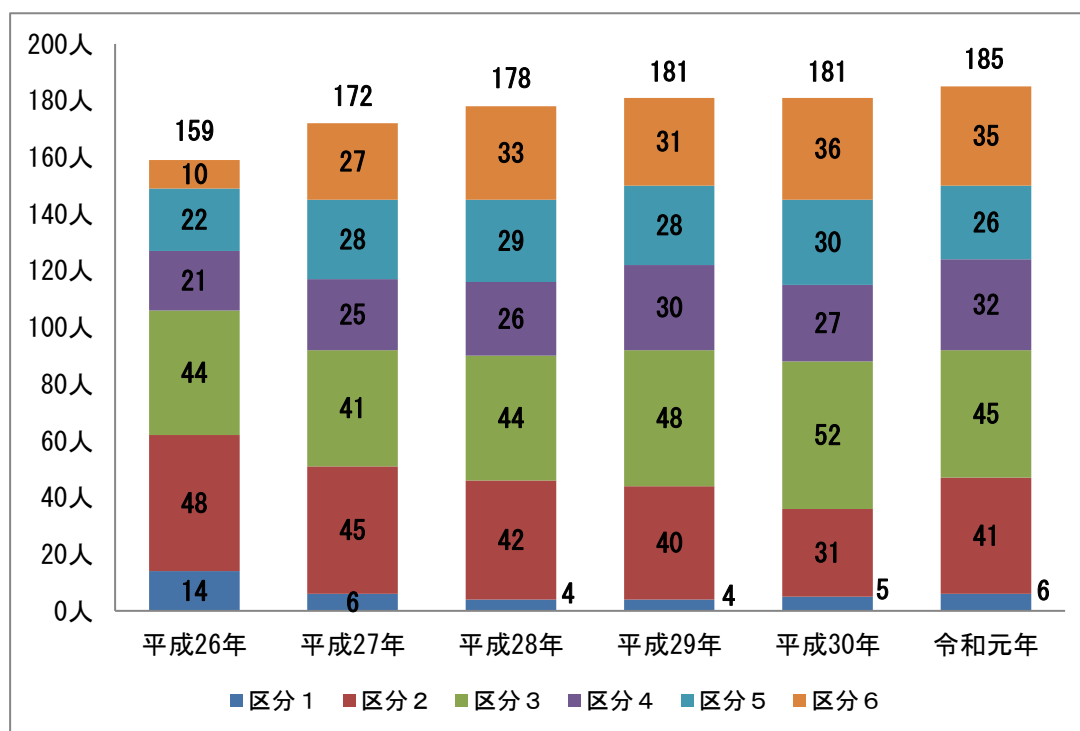
6 障がい支援区分の認定者数の推移

障がい支援区分の認定者数は平成27年の159人から令和元年の185人と年々増加傾向で推移しています。障がい支援区分の程度では、「区分4」「区分5」「区分6」が増加傾向になっています。

障がい支援区分の認定者数の推移

(単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
区分1	14	6	4	4	5	6
区分2	48	45	42	40	31	41
区分3	44	41	44	48	52	45
区分4	21	25	26	30	27	32
区分5	22	28	29	28	30	26
区分6	10	27	33	31	36	35
合計	159	172	178	181	181	185



各年：3月31日現在

7 実態調査からみる課題

町内にお住いの障害者手帳をお持ちの方を対象に実施した実態調査に関して、主な結果とそこから見出された課題は次のとおりです。

(1) 調査概要

① 調査対象者

- 身体障がい者 : 川崎町在住の身体障害者手帳保持者 515 件（抽出調査）
- 知的障がい者 : 川崎町在住の療育手帳保持者 220 件（全数調査）
- 精神障がい者 : 川崎町在住の精神障害保健福祉手帳保持者 220 件（全数調査）
- 児童サービス : 川崎町在住の児童サービス利用者 51 件（抽出調査）

② 調査方法 郵送による配布、回収調査

③ 調査時期 令和 2 年 7 月 8 日（水）～令和 2 年 8 月 7 日（金）

(2) 回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
1006	280	27. 83%

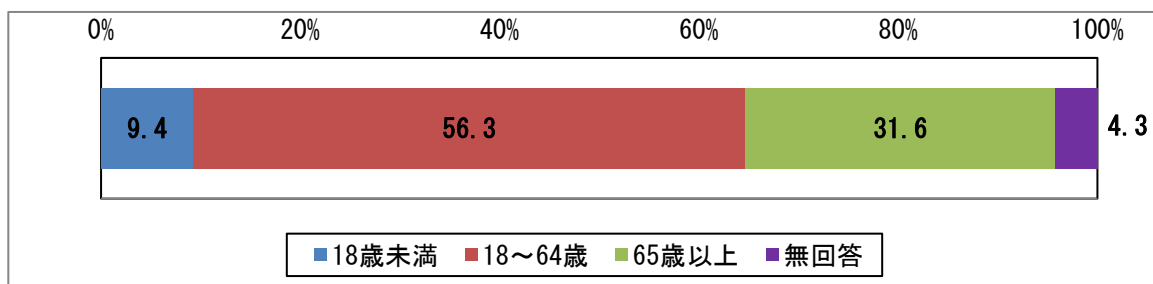
(3) 集計上の注意

- 端数処理の関係上、構成比（％）の計が 100％とならないことがあります。
- 図表の構成比（％）は小数点第 2 位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比（％）を合計すると 100％を超える場合があります。

(4) 回答者の属性

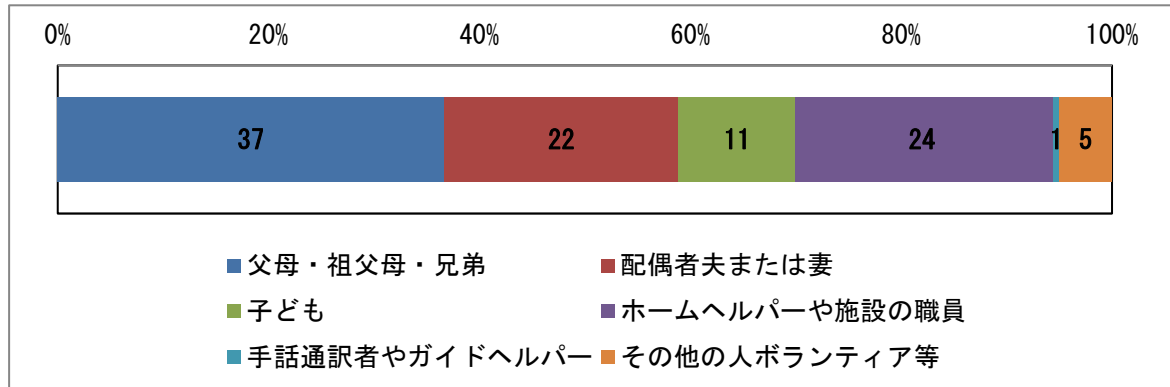
① 年齢

「18～64 歳」が 56.3%で最も多く、次いで「65 歳以上」31.6%、「18 歳未満」9.4%の順となっています。

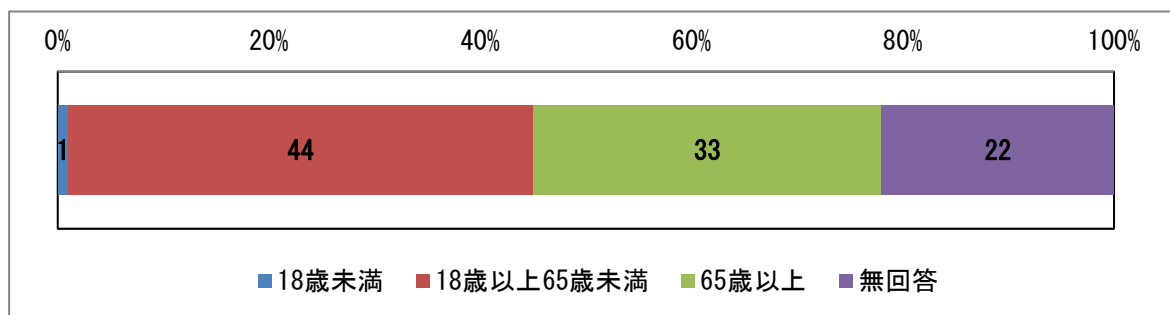


② 介護者

主な介護者としては、父母・祖父母・兄弟・配偶者の占める割合が多く、年齢は 18 歳以上 64 歳までの占める割合が多くなっています。



年齢

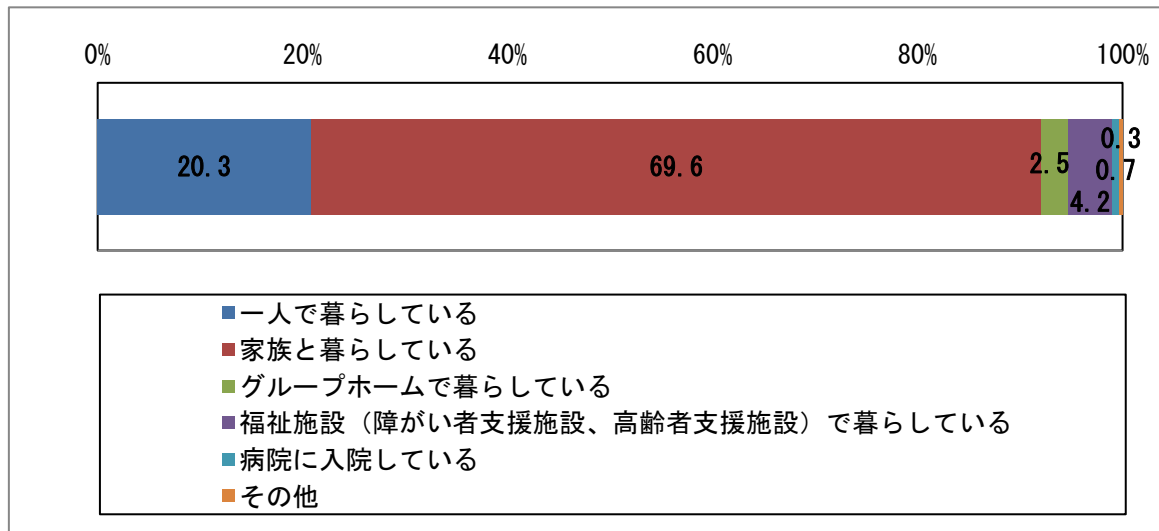


主な結果	回答者、介護者ともに 65 歳以上の占める割合が高くなっており、障がい者、介護者ともに高齢化が進んでいます。
障がい種別で見た主な結果	特に身体障害者手帳保持者に関し、回答者、介護者ともに 65 歳以上を占める割合が高くなっています。
課題	- 障がい者のうち高齢者の占める割合が高いため、介護施策との連携の必要があると考えられます。 - 介護者の高齢化も進んでいることから、介護者への支援も充実させていくことが求められます。

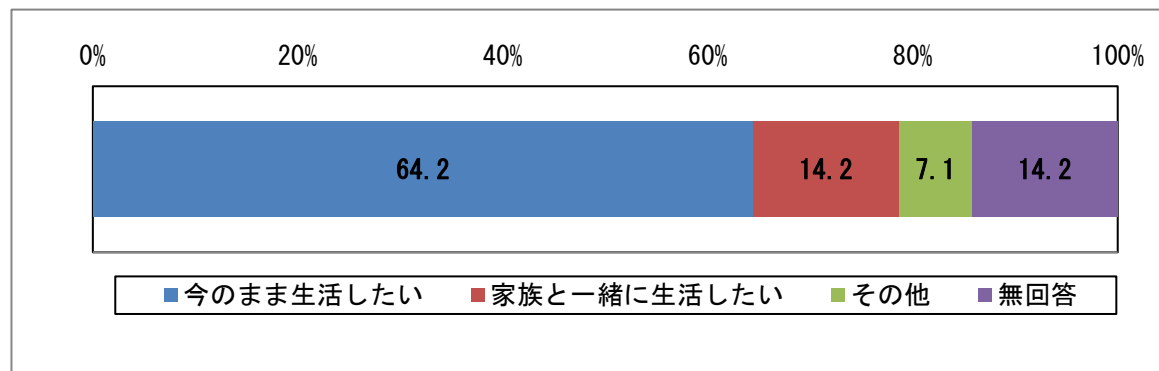
③ 暮らしの状況

「家族と暮らしている」と回答した方が最も多く、次いで「一人で暮らしている」との回答が多くなっており、約2割の方が一人暮らしをしている結果になっています。また、将来の希望を確認したところ、半数以上が「今のまま生活したい」と回答しており、次いで「家族と一緒に生活したい」の順となっています。

暮らしの状況



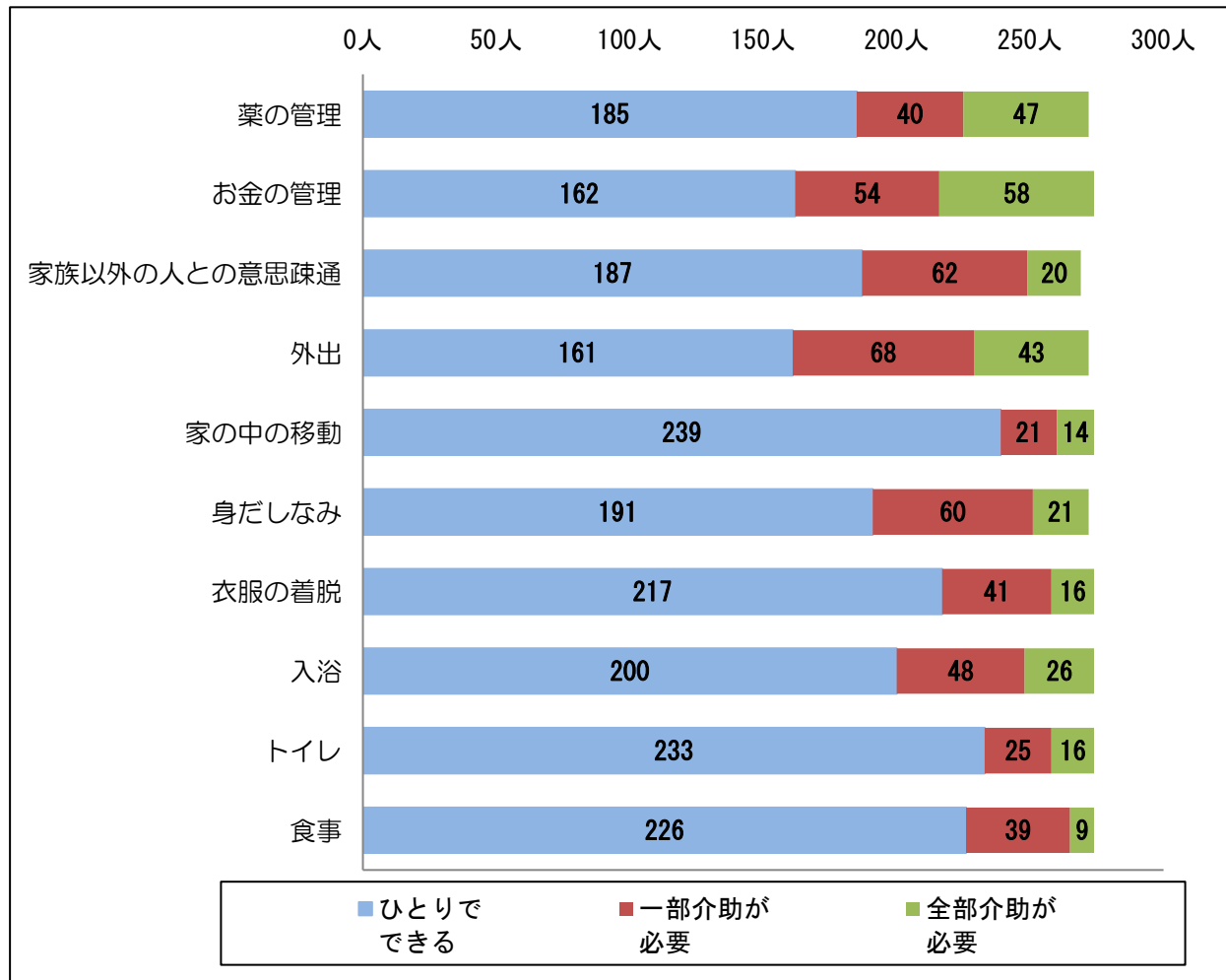
将来の希望



④ 日常生活での支援について

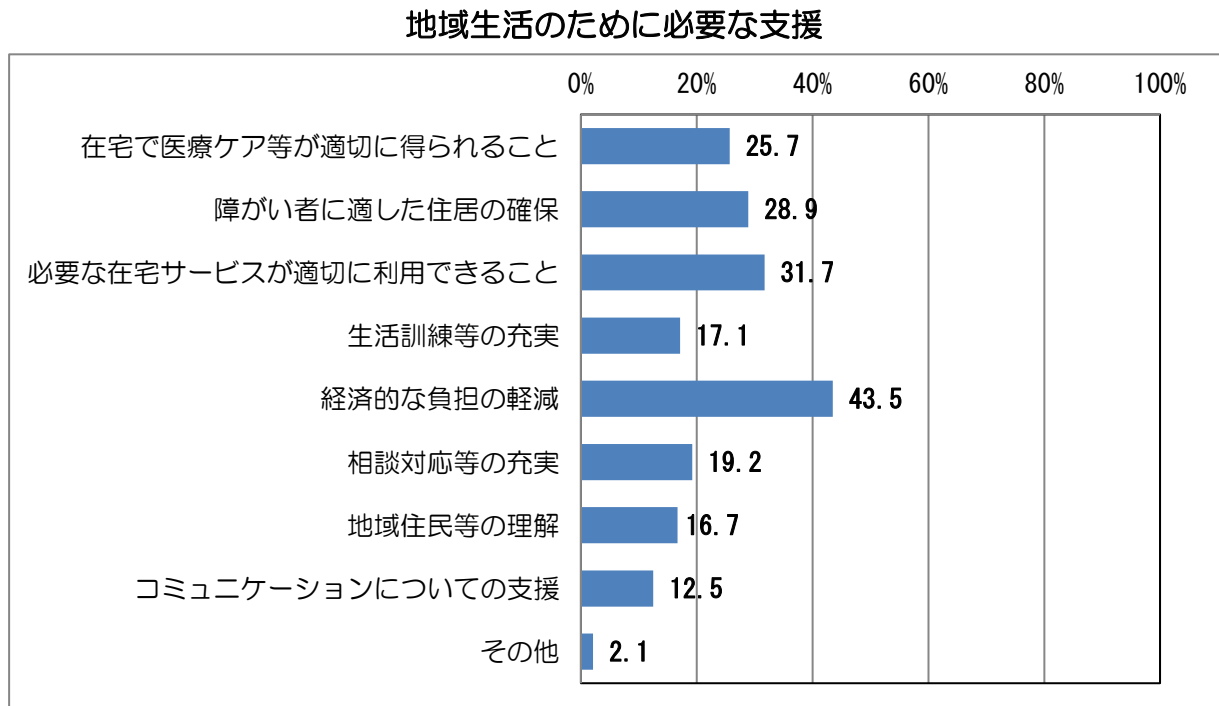
日常生活での支援については、「外出」について一部介助及び全部介助がもっとも多く、次いで「お金の管理」「薬の管理」の順で支援が必要になっています。

日常生活での支援について



⑤ 地域生活のために必要な支援

地域生活に必要な支援では、「経済的な負担の軽減」が43.5%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できる」31.7%、「障がい者に適した住居の確保」28.9%の順となっています。

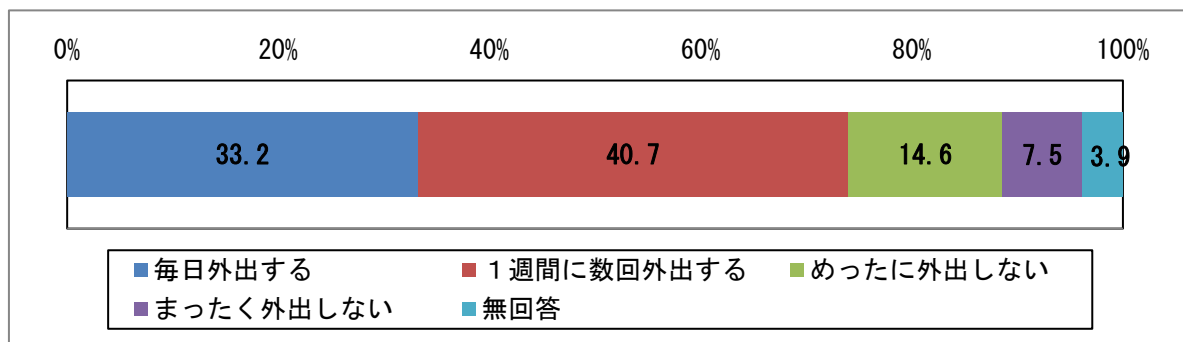


主な結果	地域生活のために必要な支援では、経済的支援の必要性及び、必要な在宅サービスを適切に利用できる必要があります。また障がい者に適した住居の確保及び在宅医療ケア等が適切に得られる必要があります。
課題	障害年金や手当、また税軽減など必要な情報提供の必要があります。在宅生活をするためには、必要な在宅サービスを利用する必要があります。そのため情報提供や申請ができるように支援が必要です。また、公営住宅のバリアフリー化や、バリアフリーへの改修補助が必要です。医療ケア児に対し、色々な機関の連携やサービス提供可能事業所情報提供が必要になります。

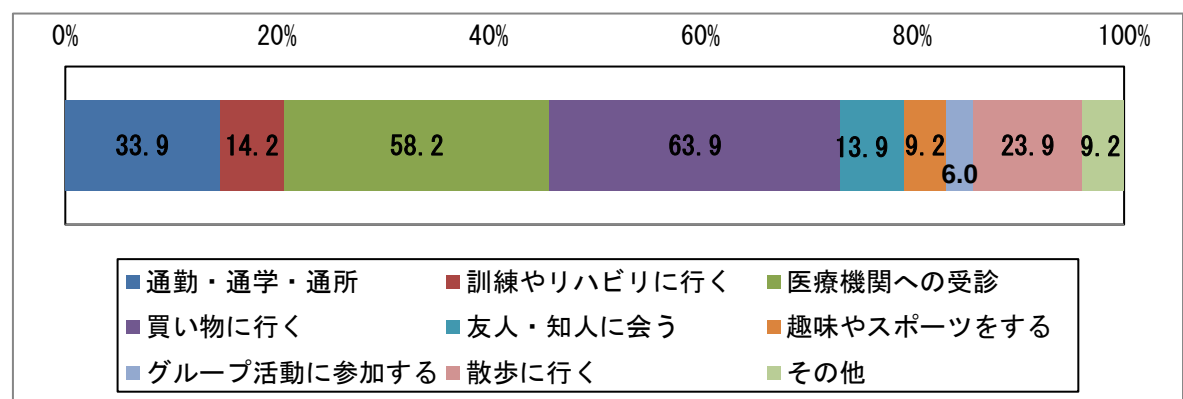
⑥ 外出について

1 週間にどの程度外出しているかとの問いに対し、「1 週間に数回外出する」が 40.7%で最も多く、次いで「毎日外出する」33.2%、「めったに外出しない」14.6%の順になっています。1 週間のうち数回でも外出する人の割合は 7 割強となっていますが、2 割強の方がほとんど外出されていない状況です。また外出目的は「買い物」「病院」「通勤・通学・通所」の順で多くなっています。また、移動手段として「自家用車（家族、知人が運転）」「徒歩」の順で多くなっています。

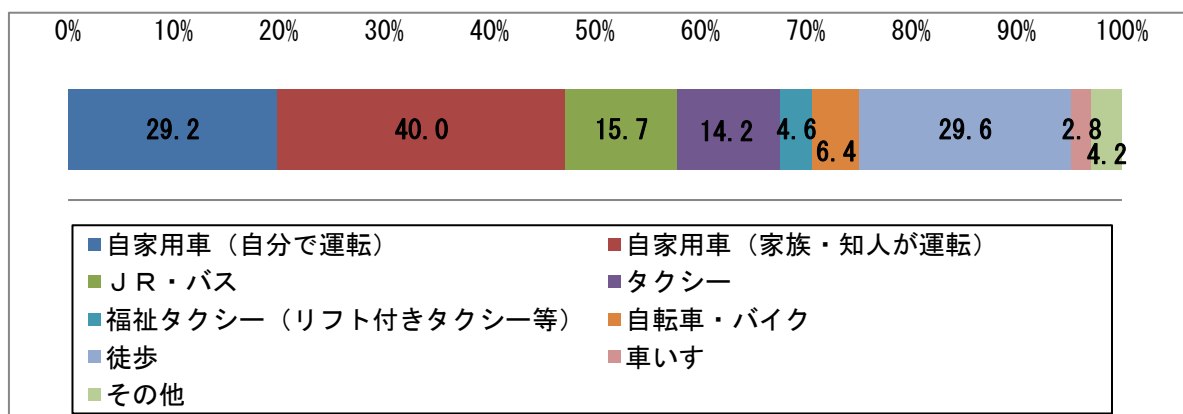
外出頻度



外出の目的



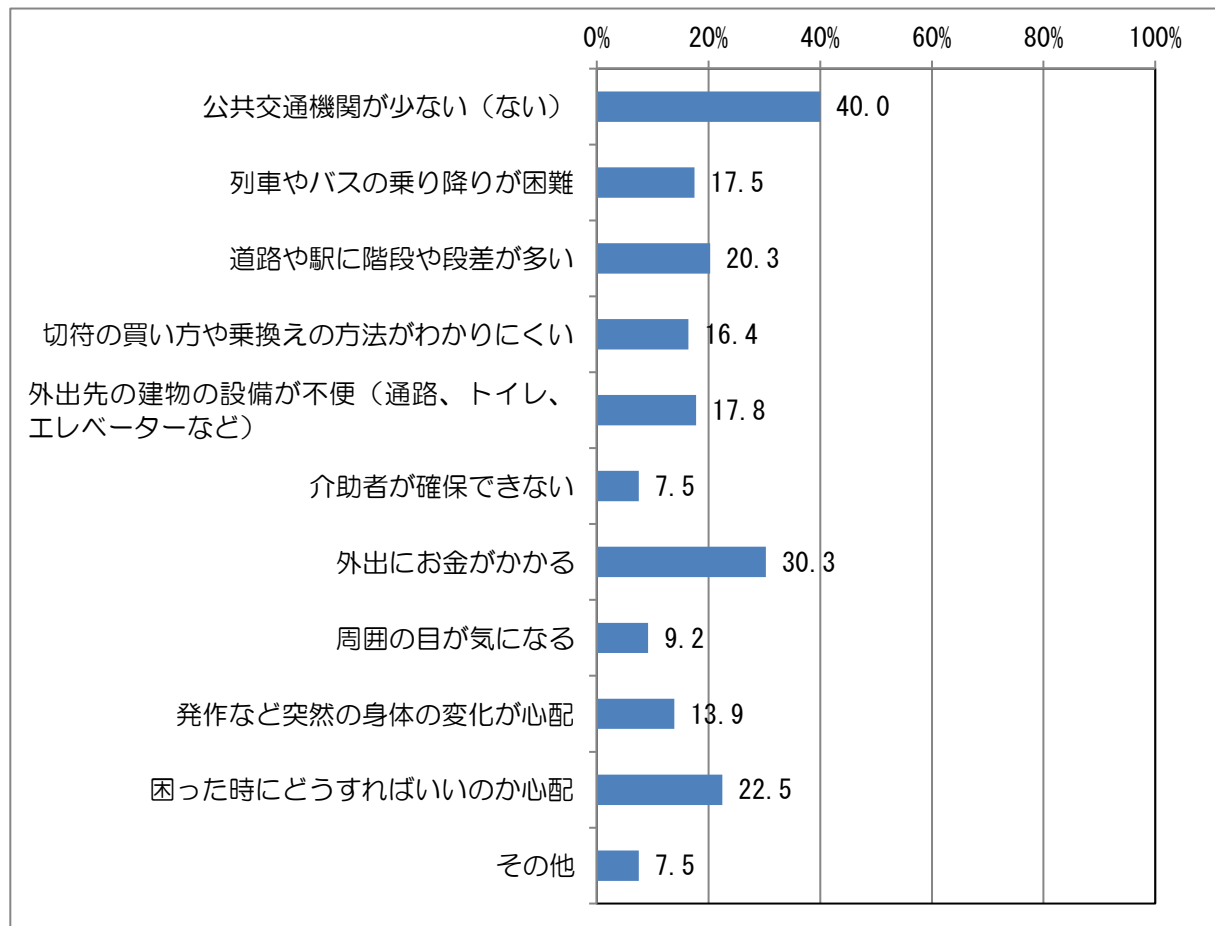
外出時に利用する移動手段



⑦ 外出の際に困ること

外出の際に困ることの問いに対し、「公共交通機関が少ない（ない）」が40.0%で最も多く、次いで「外出にお金がかかる」30.3%、「困ったときにどうすればいいのか心配」22.5%の順となっています。

外出の際に困ること

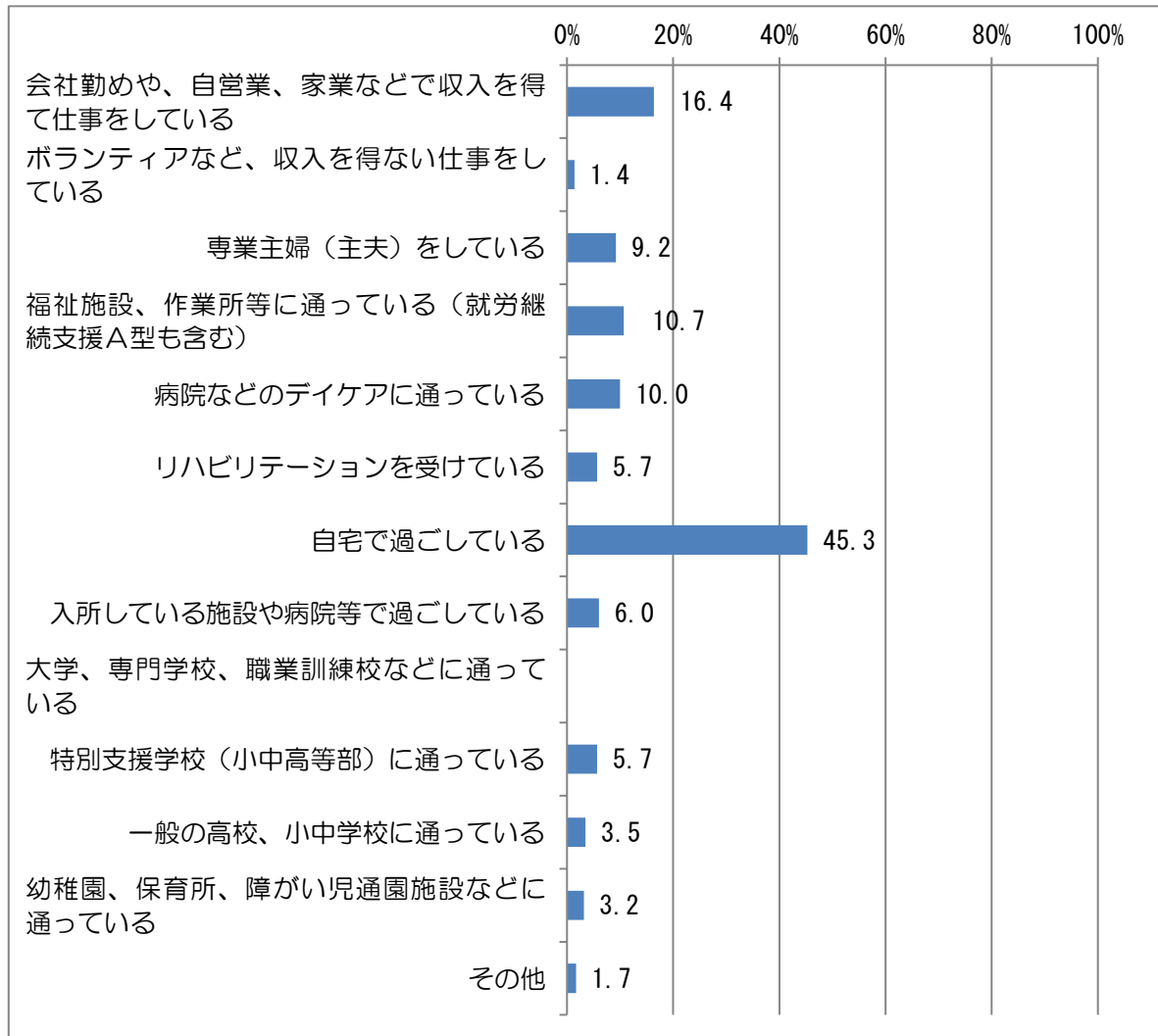


主な結果	「公共交通機関が少ない（ない）」「外出にお金がかかる」「困ったときにどうすればいいのか心配」と回答する割合が高くなっています。
課題	公共交通機関の充実が求められており、外出しやすい対策を行うことが求められます。また、身体障がい者が外出しやすいよう、歩道や建物のバリアフリー化を進めるなどの対策が必要と考えられます。

⑧ 日中の過ごし方

平日の日中の過ごし方では、「自宅で過ごしている」が45.3%で最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」16.4%、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」10.7%の順となっています。また、「病院などのデイケアに通っている」と回答した方は、全体の1割となっています。

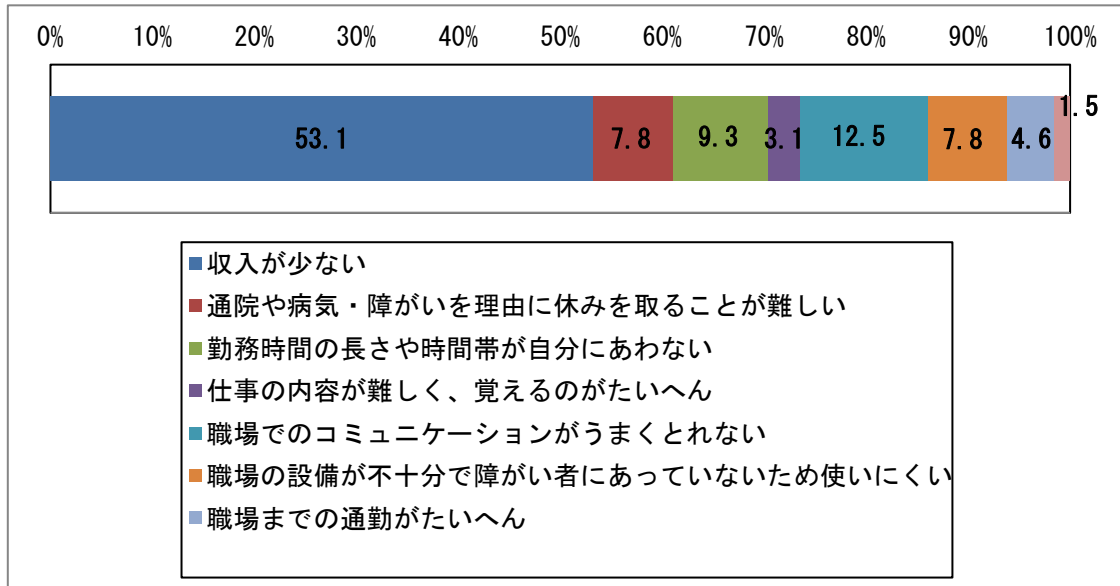
日中の過ごし方



⑨ 仕事のことで悩んでいることや困っていること

仕事のことで悩んでいることや困っていることとして、「収入が少ない」や「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」「勤務時間の長さや時間帯が自分にあわない」と回答する割合が多くなっています。

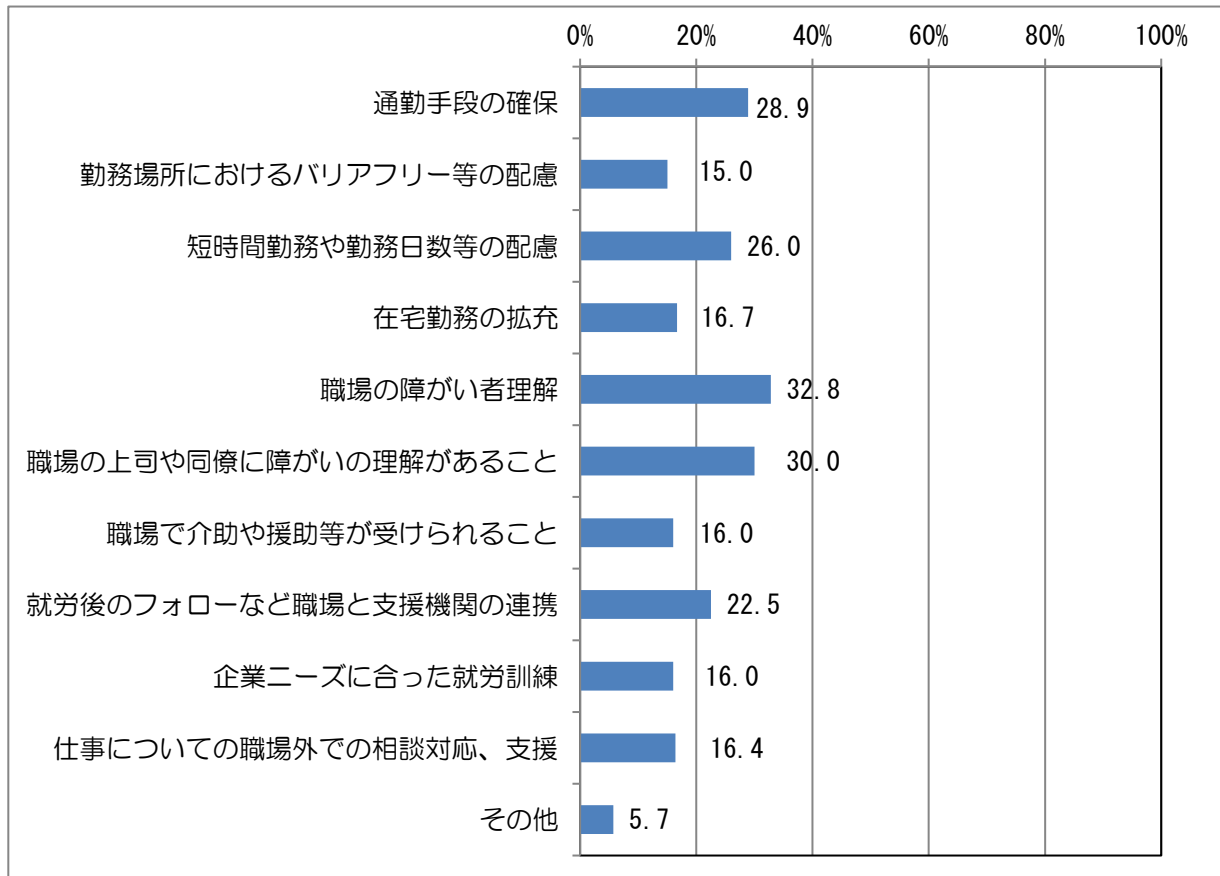
仕事のことで悩んでいることや困っていること



⑩ 障がい者の就労支援として必要だと思う事

障がい者の就労支援として必要だと思う事では、「職場の障がい者理解」が32.8%で最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」30.0%、「通勤手段の確保」28.9%の順となっています。

障がい者の就労支援として必要だと思う事

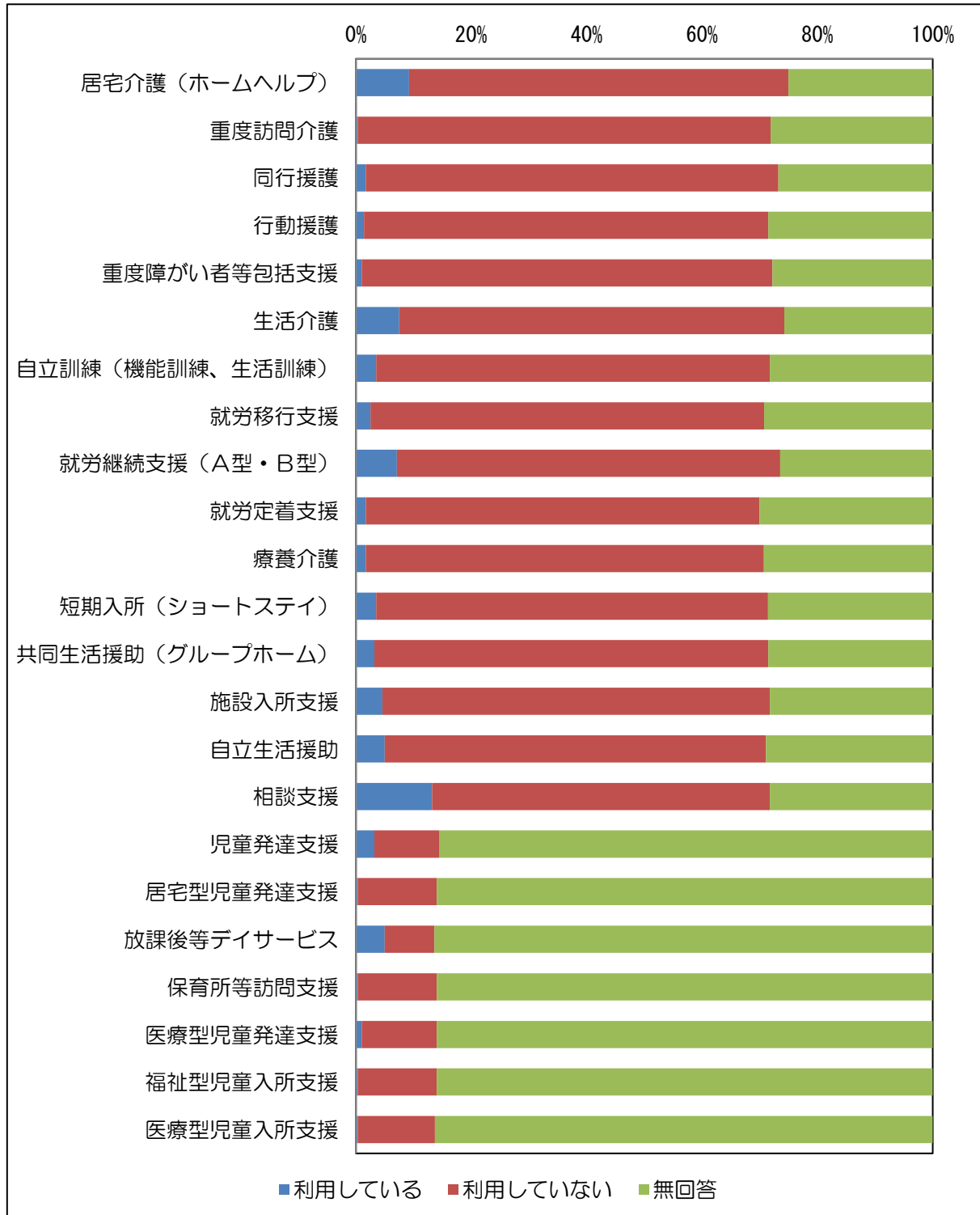


主な結果	障がい者の就労支援として必要だと思う事では、「職場の障がい者理解」が最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「通勤手段の確保」の順となっています。
課題	障がい者が障害福祉サービス等を利用しながら就労し、安心して就労継続できるような支援が必要と考えます。また職場での障がいに対する理解を深めることが求められます。

⑪ 障がい福祉サービス利用状況及び利用希望

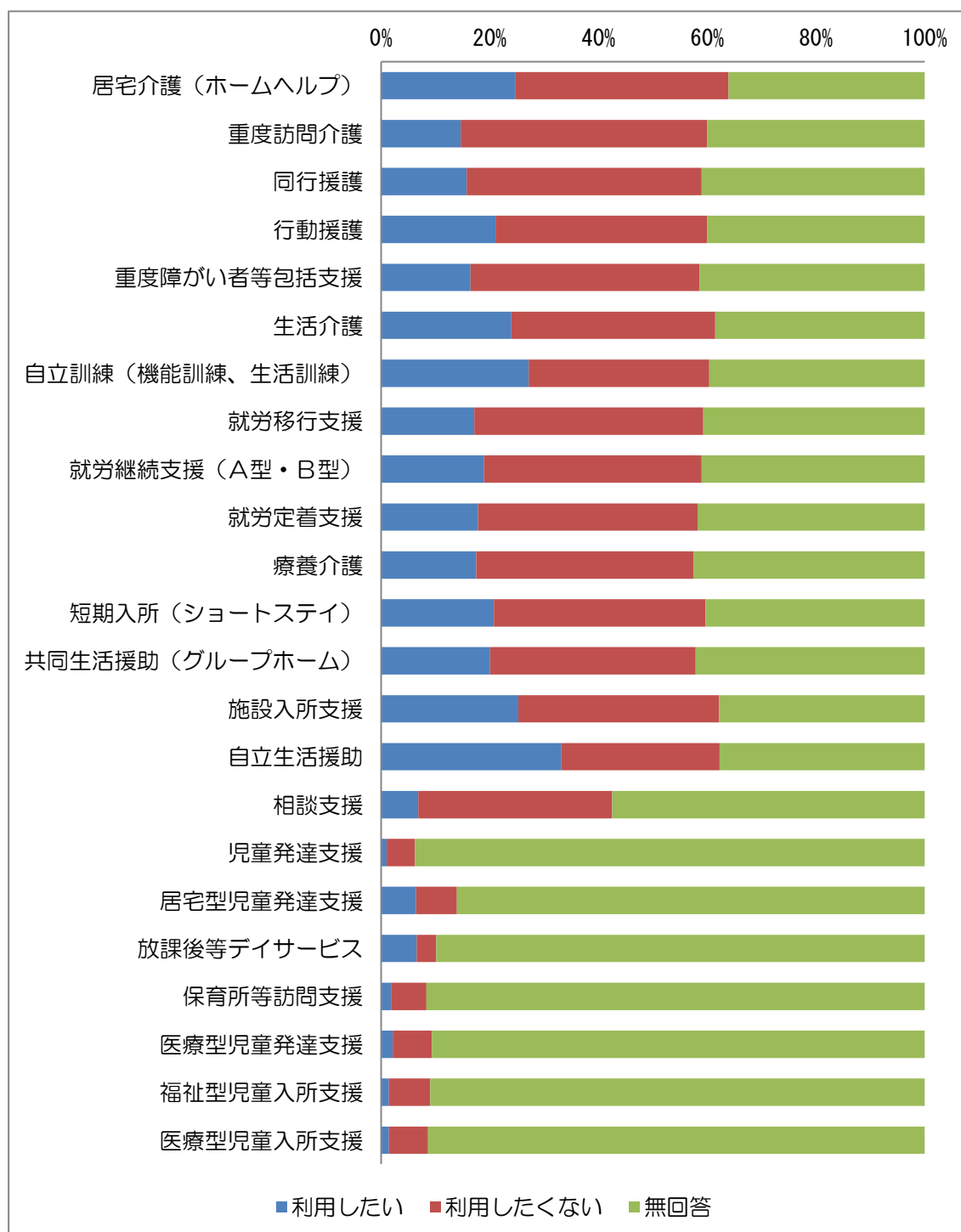
障がい福祉サービスの利用が多いサービスでは「相談支援」が13.2%と最も多く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」9.2%、「生活介護」7.5%の順となっています。

利用状況



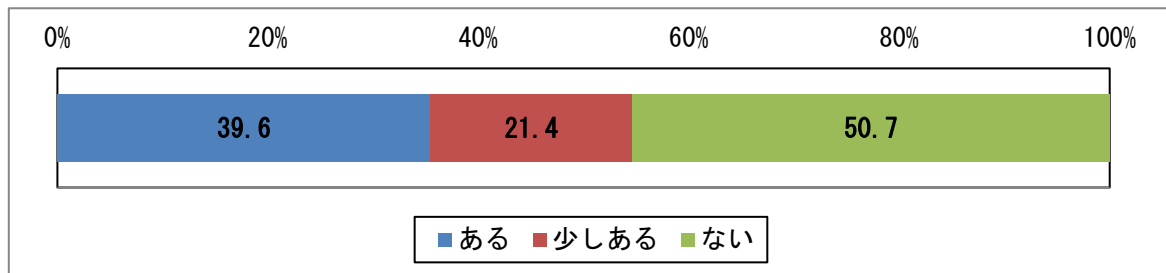
障がい福祉サービスの利用の希望が多いサービスでは、「自立生活援助」が35.7%で最も多く、次いで「施設入所支援」27.8%、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」27.1%の順となっています。

利用希望



⑫ あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをしましたか。

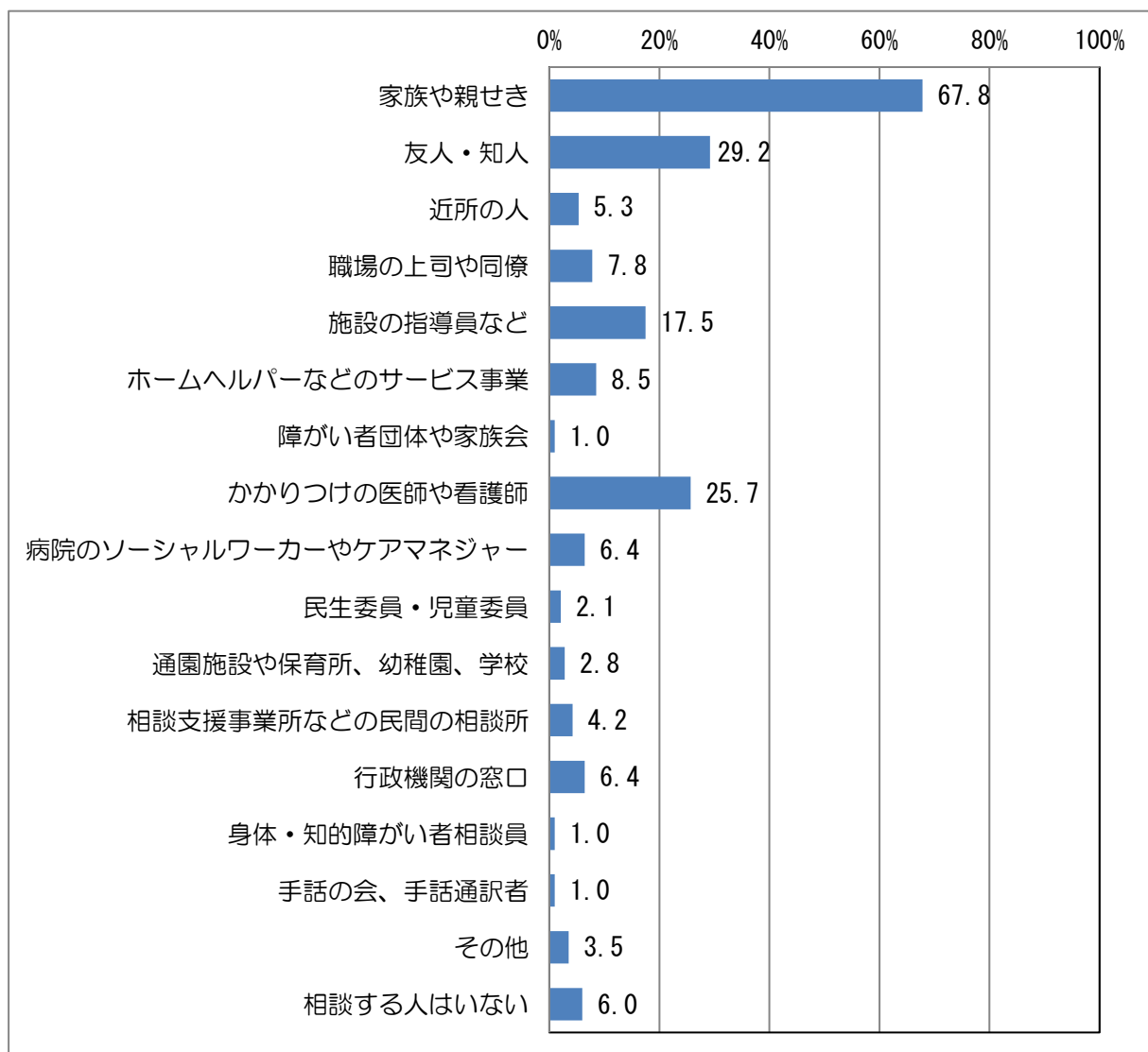
障がいがあることで差別や嫌な思いをした問いに関して、「ある」と「少しある」を合わせて61%が何かしらの差別や嫌な思いをしたことになります。



⑬ 悩みごとの相談相手について

悩みごとの相談相手としては、「家族や親せき」が67.8%で最も多く、次いで「友人・知人」29.2%、「かかりつけの医師や看護師」25.7%の順となっています。

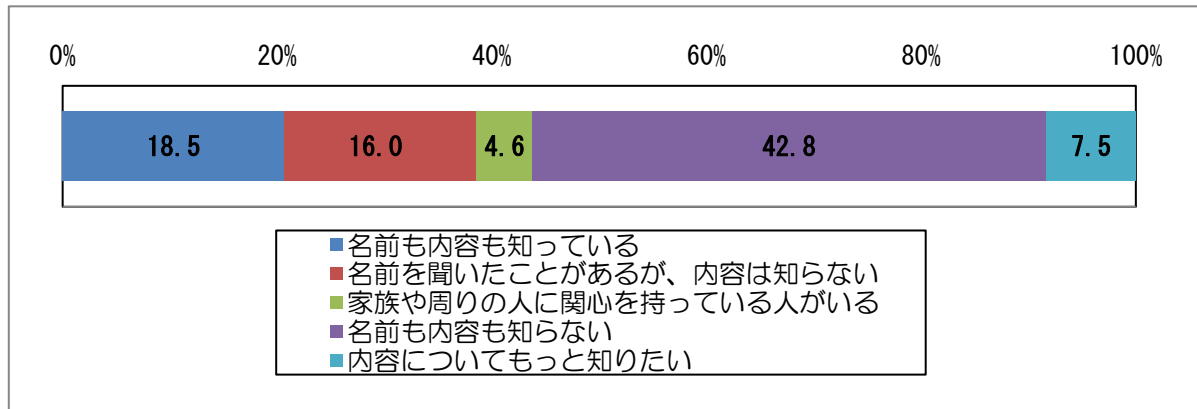
相談相手



⑭ 成年後見制度について

成年後見制度について「名前も内容も知らない」が42.8%と最も高く、成年後見制度の認知度が低くなっています。

成年後見制度の認知度

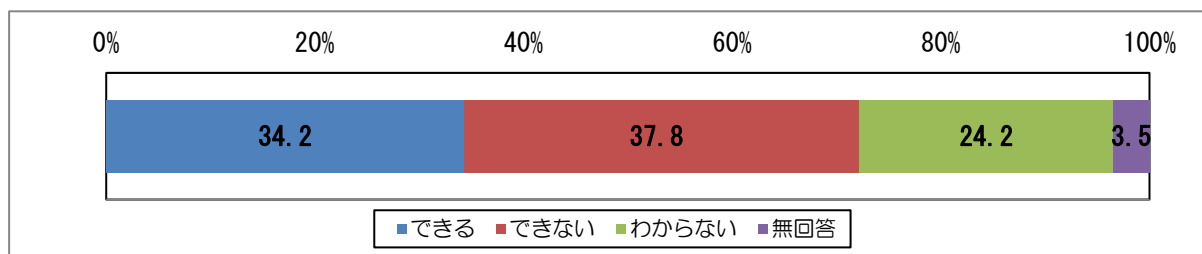


主な結果	障がいがあることで差別や嫌な思いをした問いに関して、「ある」と「少しある」を合わせて61%が何かしらの差別や嫌な思いをしたことになります。また、成年後見制度の認知度に関して認知度が低くなっています。
課題	障がいへの理解を深めるため、啓発活動を推進していくこと、また権利擁護に関する制度の周知を行う必要が考えられます。

⑮ 災害時の避難

災害時に一人で避難できるかという問いに対し、「できない」が37.8%で最も多く、次いで「できる」34.2%、「わからない」24.2%の順となっており、「できない」と「わからない」をあわせると、半数以上の方が災害時の避難に不安を持っている状況です。

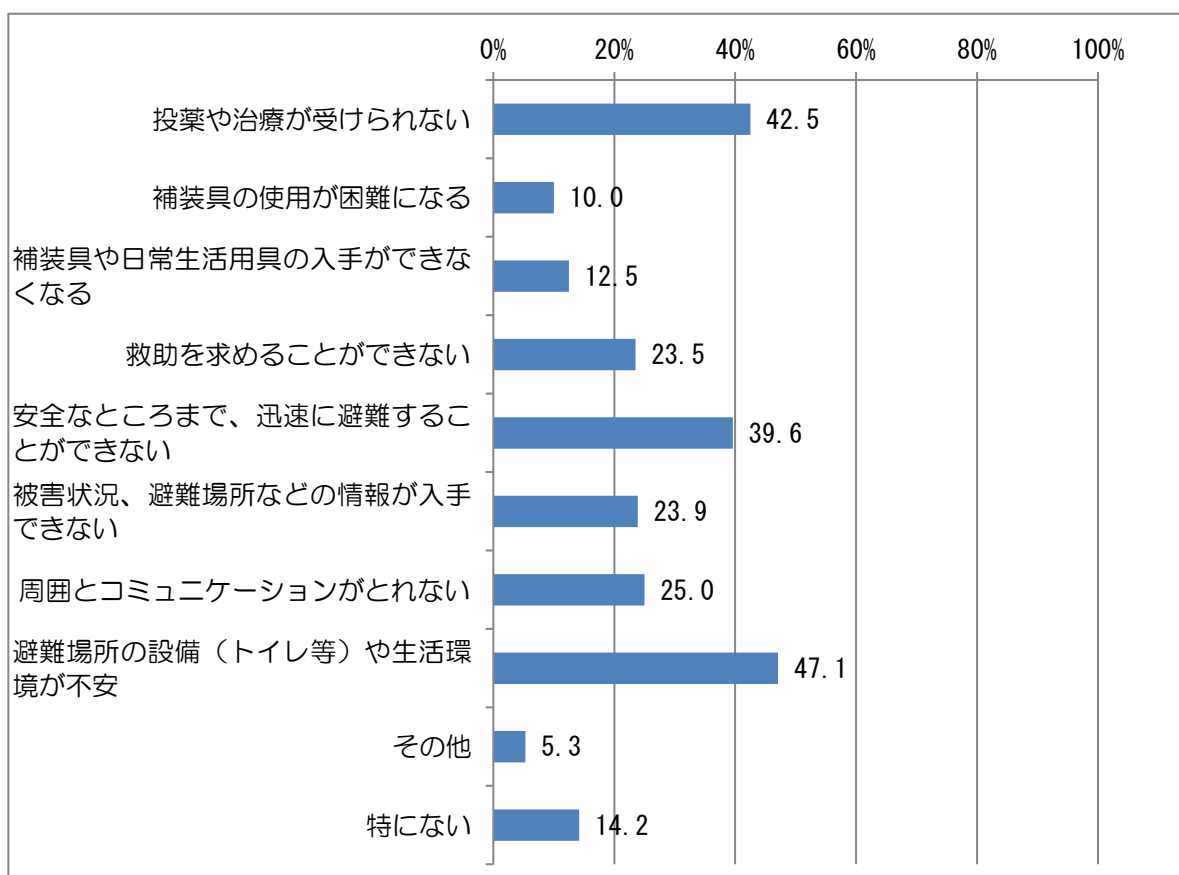
災害時の避難



⑯ 災害時に困ること

災害時に困ることで、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が47.1%で最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」42.5%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」39.6%の順となっています。

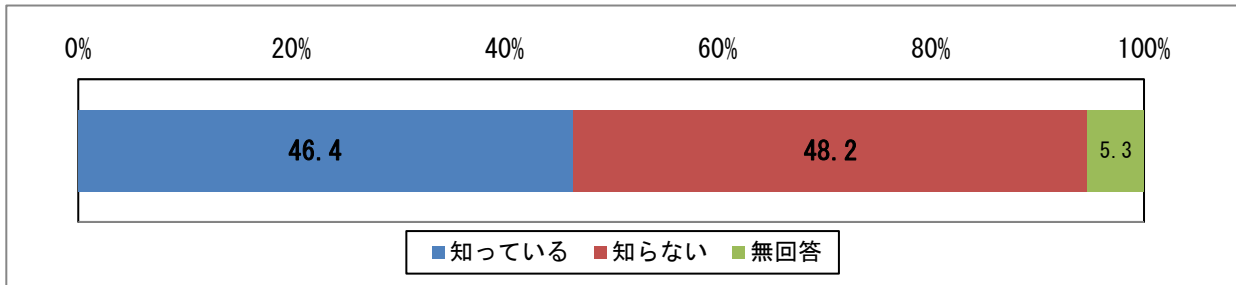
災害時に困ること



⑪ 川崎町防災マップの認知状況

「知っている」が46.4%、「知らない」が48.2%となっており、知っているの割合は、5割弱となっています。

川崎町防災マップの認知状況

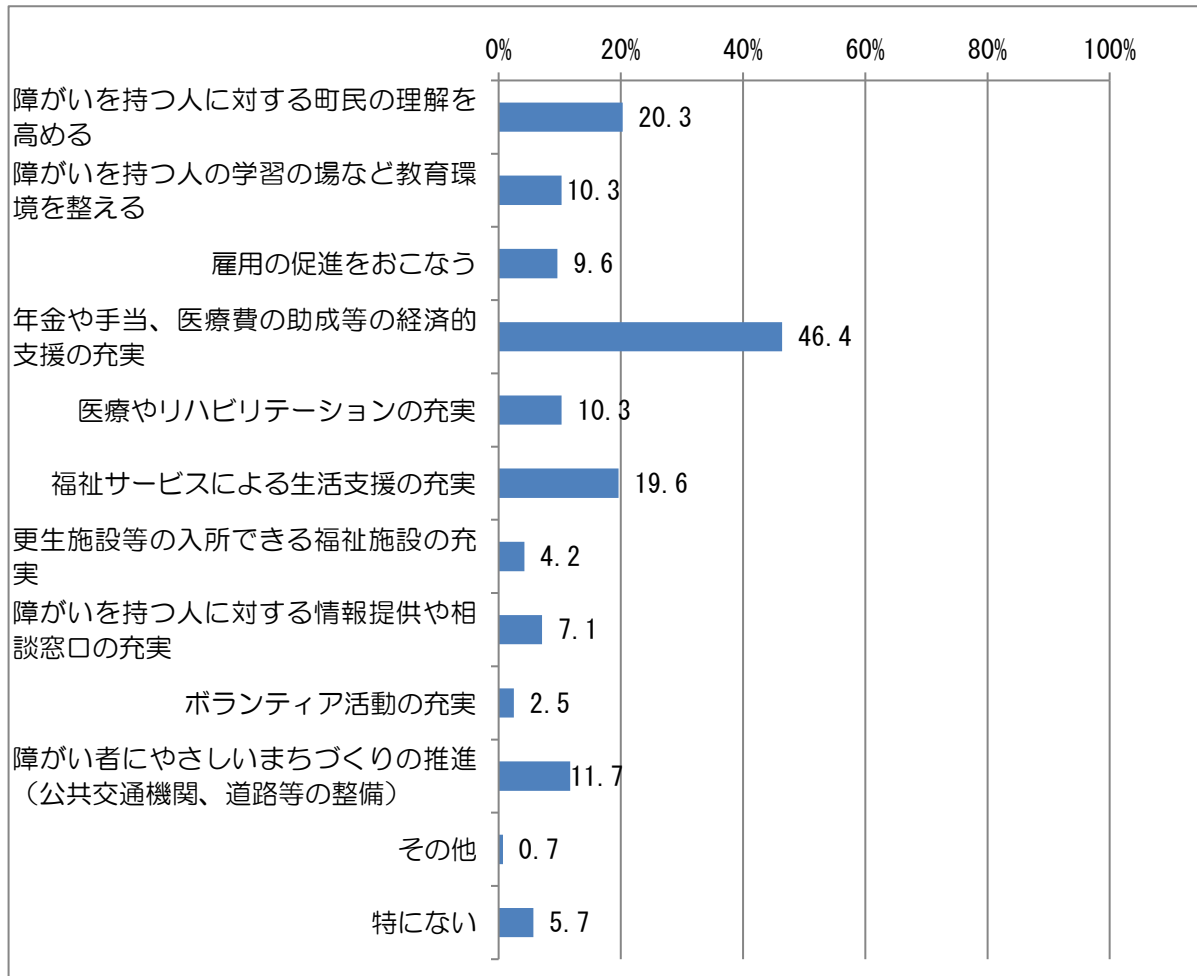


主な結果	災害避難に関し不安を感じている方が多く、災害時に困ることとして、「避難場所の整備（トイレなど）や生活環境が不安」や「投薬や治療が受けられない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」という意見が多く、災害避難に対し不安になっている方が多いのが現状です。また5割弱が防災マップを知らないという現状です。
課題	災害時の不安が軽減するよう、避難の支援や避難所の環境整備、避難所で医療サービスが受けられるような体制の整備が求められます。 災害時に迅速に避難するための方策を検討することが求められます。また、日頃からの地域でのつきあいを推進し、いざという時に助け合う関係を築くことが必要と考えられます。また、防災マップの認知度をあげる必要があり情報提供が必要になります。

⑱ 力を入れてほしい福祉施策

力を入れてほしい福祉施策では、「年金や手当、医療費の助成等の経済的支援の充実」が46.4%で最も多く、次いで「障がいを持つ人に対する市民の理解を高める」20.3%、「福祉サービスによる生活支援の充実」19.6%の順となっています。

力を入れてほしい福祉施策



⑱ 自由意見について

- 知的障がいの人が働ける場所を増やしてほしいです。就労継続支援A型の事業所を増やしてほしいです。
- コミュニティバスの点字時刻表があるとありがたい。また、交通機関の充実に努めてほしい。
- バリアフリーの施設を増やしてほしい。公的な場所だけでなく、店舗やレクリエーションの施設のトイレや休憩場所などを使いやすくしてほしい。身体障がいがあっても楽しめるスポーツができる施設や機会を作してほしい。
- もっとわかりやすい福祉サービスや手続き方法など本人にどんな障がいがあるか当てはまっているかなど、詳しく知らせてほしい。
- 行政、医療に対し、さらなる福祉サービスを求めたい。
- 耳が聞こえないので住居の設備。足が悪いので病院の送り迎えなど。
- 障がいは様々ですが、仕事ができない人、難しい人などには医師の診断により手当、医療費の支援をしてもらいたいです。障がい者家族に金銭的支援をしてほしい。
- 障がい者が入浴できる温泉施設がほしい。
- もっと気軽に自分の子どもの障がいのことを話せる環境や場所を多く作って欲しい。
- 個人の障がいのレベルにあったサービスを提案してくれるような専門性がある方が必要ではないか。役場側から色々情報提供してほしい。
- 携わる職員の教育
- 各種申請や諸手続きに時間がかかる。役所内で確認できるものは簡素化できないか。
- 終末医療が川崎町にほしい。直方は遠すぎる、ぜひとも作ってほしい。
- 障がい者に適応したインフラ整備、車いすが利用できる歩道の整備等。
- 災害時に障がいがあることを、町内・区・警察・消防等に登録して安全に避難できることを最優先に考えてほしい。家族だけでの避難が難しいときもある。特に水害の場合は避難が難しい。逃げるタイミングがわからない。町内放送が、雨で窓をしめているので、聞こえない。
- 福祉対策の充実をしてほしい。
- 障がいを持つ人を一番に考えてほしい。

8. 関係団体ヒアリング

(1) ヒアリングの概要

① 関係団体等ヒアリングの目的

「川崎町障がい者福祉基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」の策定にあたり、個別の具体的なニーズを、当事者などの声に直接耳を傾ける（ヒアリング）ことにより、詳細な状況や、今抱えている様々な問題等を把握することを目的として実施しました。

ヒアリングの内容としては、課題・問題点や今後の要望などを中心に意見等を伺いました。

②調査方法

文書による照会調査を実施しました。

③調査協力団体・事業者等

- 障がい者（児）関係団体
- サービス提供事業者
- 相談支援事業者
- 医療機関

※33 団体中17 団体から回答をいただきました。

④調査内容

- 障がい者（児）関係団体
 - 活動内容や活動上の課題 ○行政へ望むこと ○その他
- サービス提供事業者
 - サービスを提供する上での問題点や課題 ○独自支援や連携状況等
 - 就労、地域生活への移行 ○その他
- 相談支援事業者
 - 主な相談内容 ○支援する上での問題点や課題
- 医療機関
 - 支援していく上での課題や問題点について ○必要だと思う制度や支援
 - 独自支援や連携状況等 ○その他

（２） ヒアリングの結果

事業を行う上での課題や問題点・利用者の抱える課題について

■ 人材不足、資金不足

- 職員の求人をしているが応募がない。職員の高齢化
- 夜勤の職員が１人体制であるため、体調不良等の理由により休む場合、職員の確保が難しい。
- 支援が多く必要な利用者がいる施設では、職員を多く採用しなければならず、報酬も少ないため、赤字になる施設もある。報酬改善をしてほしい。
- 業務量、質に対して、報酬が少ない。
- 各障がいの重複が多く、相談業務が広範囲にわたり、時として本人の精神的な安定を図ったり、障がいサービス利用中でも中断、再開に向けた医療機関との連絡調整など対応の範疇であり報酬に全くつながらない。１件のケースに非常に多くの時間と手間がかかり、人材確保も難しく事業所として支援する上で大きな問題といえる。

■ 障がいの重度化・多様化によって対応が難しくなっている。

- 今後想定されるニーズの増加に答えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図っていくことが必要。
- 入所施設利用者の高齢化・重度化
- 利用者の高齢化に伴い、出向作業が体力的に困難になっていき、事業所としての収入が減っていき工賃低下に繋がる可能性があるため、若い世代の通所希望があっても受け入れが難しい。
- 医療的ケアが必要な利用者のショートステイの受け入れ先がない。受け入れができてても緊急的な対応ができない。
- 重複障がい等の特性により、相談は多様になっている。
- 病院受診同行、入退院援助、経済支援、就労支援、住居支援等の支援が多岐にわたっている。

■ 家族や周りの人への支援が必要となっている

- 主介護者の負担軽減やレスパイトが必要である。
- 障がい者だけでなく、家族への支援も必要である。

■ 金銭管理ができない人への支援方法が難しい

- 金銭管理及び後見人制度の導入について支援が必要である。

■ サービスが整っていない

- 医療的ケア児が利用できる施設が少ない。
- 言語療養を希望する児童が多いが、対応できる事業所が少ない。
- 高齢な方（65 歳以上）であり、知的障がい、精神障がいがある方にも幅広く対応できる施設をつくってほしい。

■ 就労、地域生活への移行の支援が整っていない

- 受け入れ側の障がいに対しての正しい知識と理解が難しい。
- 障がい者に対する理解。また、障がい者をサポートする人が必要である。
- 地域企業への実習（職場体験）の協力や、障がい者との交流に機会が少ない。

■ サービスの柔軟性を求める声が増えている

- 車いす利用者の入浴支援にも対応したグループホームがほしい。
- 65 歳問題において、利用者に対して環境が変化せずに利用できればいい。
- 生活介護利用者で、夜までの支援を望む声が多くある。

■ 居場所がない人も多く、居場所づくりが課題

- 家族と疎遠の為、孤独感、今後の在宅生活についての悩み。
- 住み慣れた家で、いつまで過ごすことができるか。できればこの先も自宅で過ごしたいという思い。
- 交流できる場があったらよい（サークルなど）
- 障がい者入所施設が少ない為、65 歳未満で自宅へ戻れない入院患者の退院先がない。
- 家族が高齢で施設入所していたり、身寄りがいない方の保証人がいないケースがあるため、そういった方を優先的に受け入れてくれる町営住宅などを検討してほしい。

9 第3期川崎町障がい者福祉基本計画の進捗評価

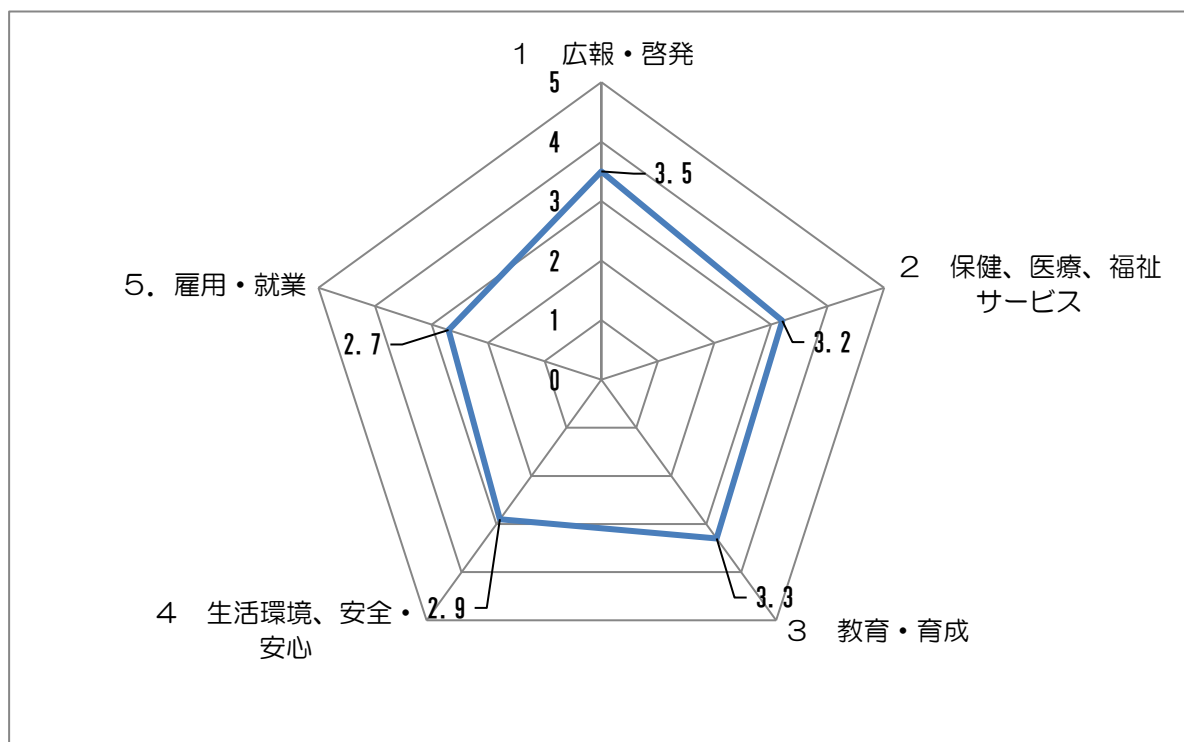
第3期川崎町障がい者福祉基本計画の現在進められている各施策について、進捗状況評価を担当している各課に対して行いました。

各施策の実施状況について「達成率 100%以上」を5点、「達成率 80%～100%未満」4点、「達成率 50%～80%未満」3点、「達成率 20%～50%未満」2点、「達成率 20%未満」1点の5段階で評価しました。

なお、各施策において複数課で担うものに関しては、各課における評価点を平均してあります。

(1) 各担当課による施策の進捗評価

「第3期川崎町障がい者福祉基本計画」における施策の実施状況を、5つの柱ごとを評価したところ、1 広報・啓発が3.5点でもっとも高く、5 雇用・就労が2.7点で最も低くなっています。



1 広報・啓発等		
3.5 点	1 広報・啓発の推進	3.1
	2 交流の推進	3.6
	3 人権擁護の推進	4.5
	4 スポーツ、レクリエーション、文化活動の充実	4.0
	5. ボランティアの育成と活動支援	2.2

2 保健、医療、福祉サービス等		
3.2 点	1. 保健・医療の充実	3.5
	2. 早期療育体制の充実	2.0
	3. 福祉サービスの充実	3.4
	4. 日中活動への支援	3.8
	5. 情報提供・相談支援体制の充実	3.3

3 教育・育成等		
3.3 点	1. 早期教育・育成の推進	4.0
	2. 学校教育の推進	3.3
	3. 社会教育の充実	2.6

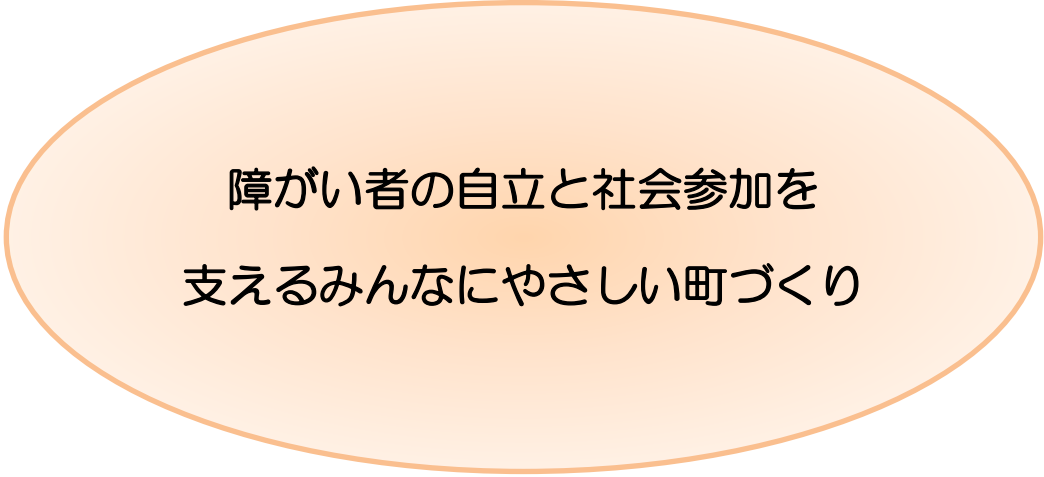
4 生活環境、安全、安心等		
2.9 点	1. バリアフリー施設・交通機関の確保	3.3
	2. 道路・歩道の整備	2.0
	3. 障がい者住宅の整備	2.8
	4. 防犯・安全対策の充実	3.3

5 雇用・就労等		
2.7 点	1. 雇用・就業環境の整備	2.7

第3章 計画の基本理念

第3章 計画の基本理念

1. 基本理念



障がい者の自立と社会参加を
支えるみんなにやさしい町づくり

平成27年3月作成の「第3期川崎町障がい者福祉基本計画」では障がいのある人を取り巻く環境が多く変化しつつある中、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参画し、できる限り住み慣れた地域で自立して暮らすことのできる場と環境の整備をめざし、「障がい者の自立と社会参加を支えるみんなに優しい町づくり」を基本理念に掲げました。

本計画は、この理念を継承し、「障がい者の自立と社会参加を支えるみんなにやさしい町づくり」を基本理念として、さらなる障がい者施策の推進・充実に取り組みます。

そして、基本理念の実現に向けた5項目の基本方針を掲げ、基本理念の実現に向けて施策を推進し、地域住民や様々な関係機関・団体と連携・協働しながら、障がい者が地域の中で安心して自立した生活を送れるようなまちづくりを進めます。

2. 基本方針

基本方針1

障がいへの理解と交流・活動の促進【広報・啓発等】

障がいがある人もない人も共に生活し、社会参加できる共生社会を実現するためには、すべての市民が障がいや障がい者のことを十分に理解し、障がい者に対する誤解や偏見を解消することが重要な課題です。また、障がい者にとってスポーツやレクリエーション活動、文化活動などに参加することは、機能回復の効果だけでなく、心身の健康の保持・増強・自立意欲の促進・生きがいづくりの場ともなり、その果たす役割は重要です。このため、障がいがある人もない人も相互に理解し、交流できる場をつくるとともに、障がい者自身が主体的に参加し、活動できるよう支援します。

基本方針2

地域生活への支援【保健、医療、福祉サービス等】

障がい者が安心して暮らしていくためには、保健・医療の充実した地域環境が必要です。健康づくりをはじめ、乳幼児期における障がいの早期発見や早期療育、中途障がいを予防するための保健活動の強化を図るほか、地域生活をフォローする保健関係機関のネットワークによる相談支援体制の確立、リハビリテーションの充実に努めます。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の整備・充実など、障がい者の生活を総合的に支援します。

基本方針3

育ち、学ぶ環境づくり【教育・育成等】

障がいのある児童生徒の能力と可能性を最大限に伸ばすため、障がいの程度や種類に対応した一貫性のある教育・育成支援体制の整備が必要です。そのため、特別支援教育の推進とともに、研修等による教職員の能力・技能の向上を図ります。

また、障がい及び障がい者への市民の理解を促進するためには、幼少時から福祉についての正しい理解を深めるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子ども、地域の人々がともに活動し、お互いを理解し合うことが重要です。地域で障がい者を支えることができるよう、家族・地域住民・行政が一体となってそれぞれが果たすべき役割を認識し、連携をとりながら障がい者の社会参加を可能にする教育施策を推進します。

基本方針4

安全・安心のまちづくり【生活環境、安全・安心等】

すべての人が自立して生き生きと生活するためには、誰もが住みよいまちづくりを目指した地域基盤の整備を推進することが必要です。

このため障がい者の利用を前提とする意識のもとで公共施設をはじめとする道路環境、交通機関、商店舗等のバリアフリー化を促進し、障がいがある人もない人も、全ての住民が自由に行動できる人にやさしいまちづくりを目指します。

また、災害時に障がい者の安全を確保できるよう、地域の関係団体と連携しながら、障がい者や高齢者等の要援護者に関する情報の収集や、地域での支援体制づくりなどの防災対策を推進していきます。

基本方針5

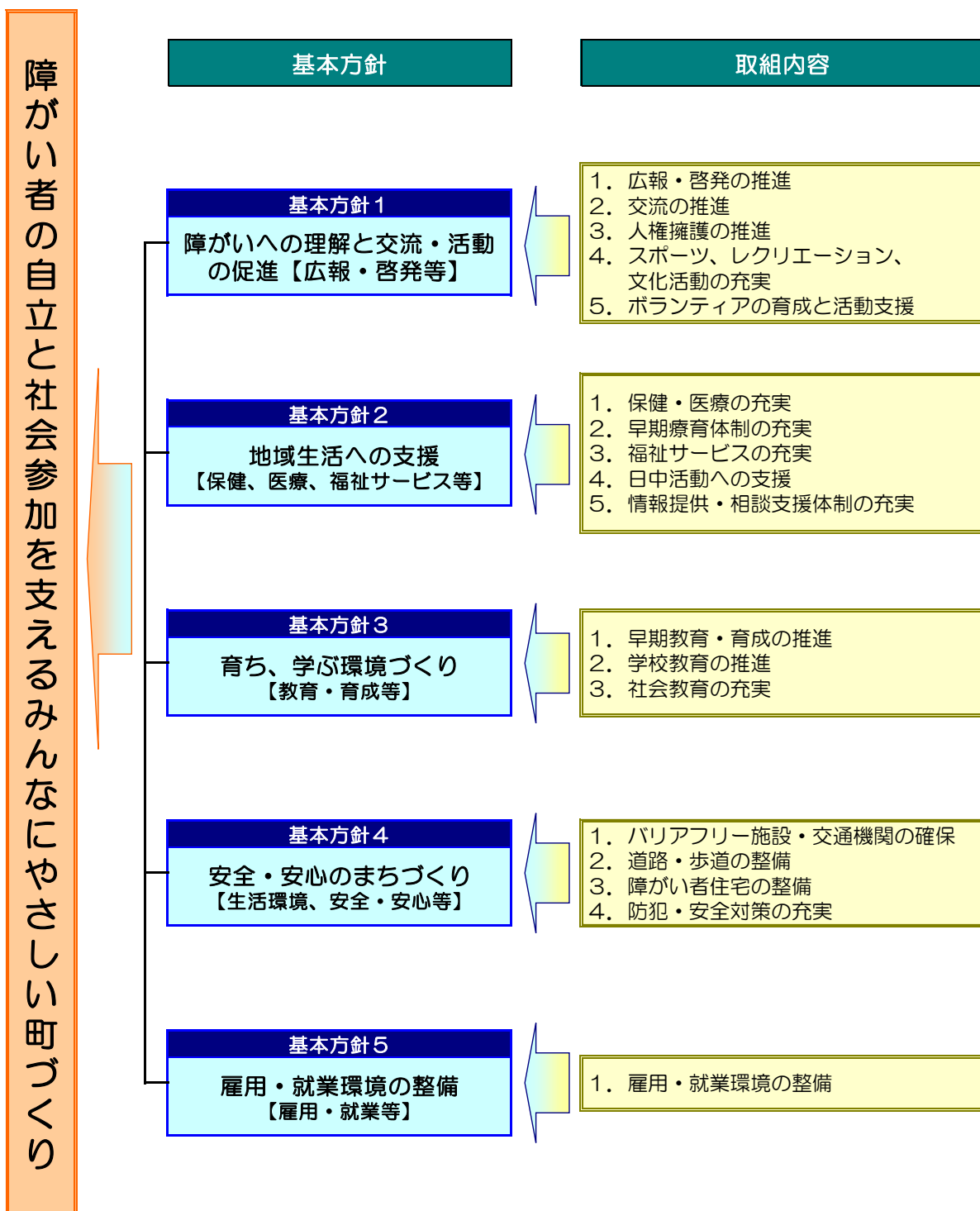
雇用・就業環境の整備【雇用・就業等】

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、経済的基盤となる就労は極めて重要なものです。また、就労は、単に経済的な自立だけではなく、社会性の獲得や生きがいの創出等につながります。

障がい者が地域で生きがいをもって生活し、社会活動に参加していくためには、障がい者の働く意欲を尊重し、一般雇用をはじめ、福祉的就労を含めた就労支援が必要です。

障がいのある人がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう、「障害者の雇用の促進等に関する法律」等の関連法に基づき、働く障がい者、働くことを希望する障がい者を支援し、障がいの種類及び程度に応じた障がい者の就業機会の拡大を目的とした各種施策を推進します。

3. 施策の体系



第 4 章 障がい者福祉基本計画

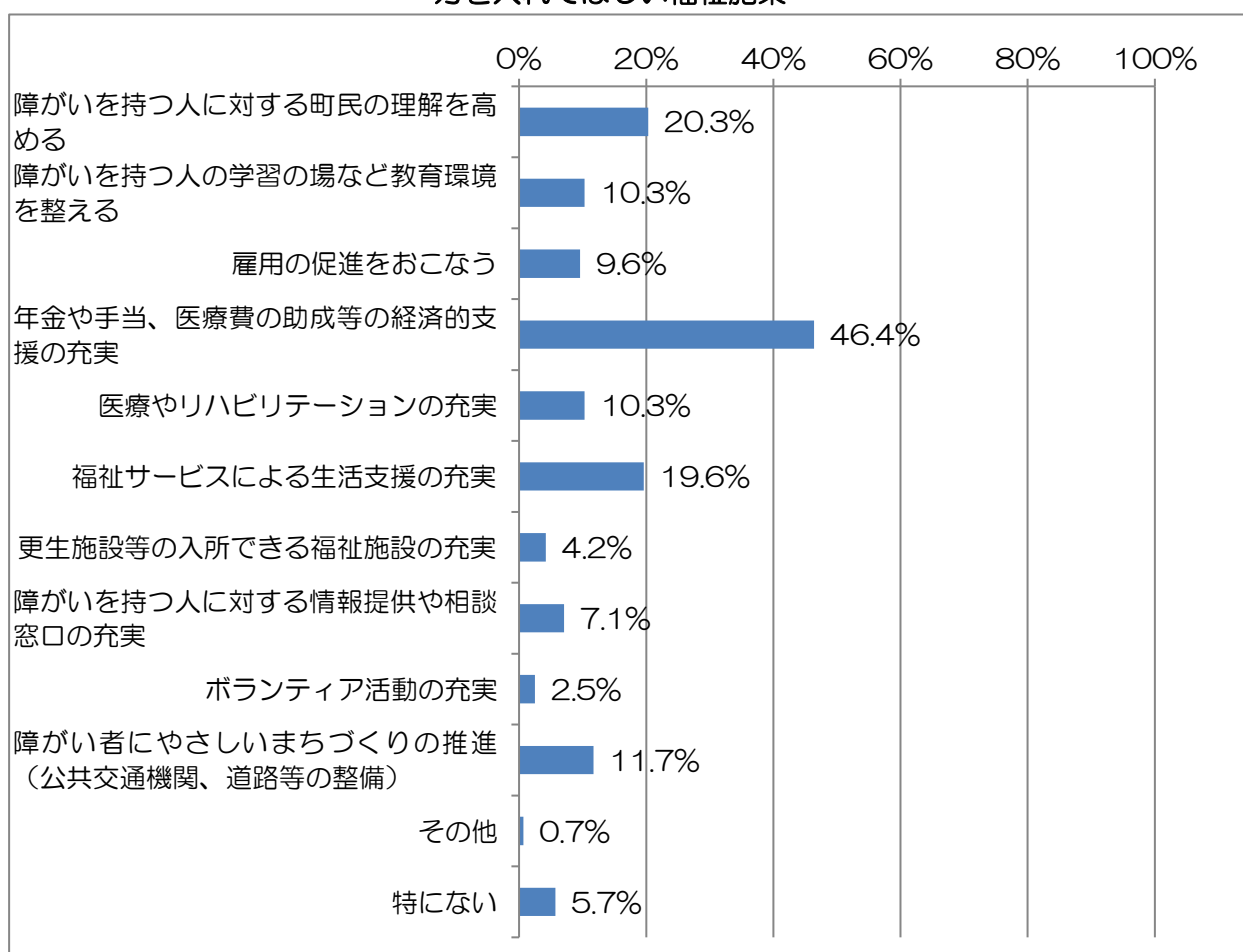
第4章 障がい者福祉基本計画

1. 重点的に取り組む課題

本計画策定にあたり実施した、障がい者のニーズをアンケートや障がい者と関係の深い事業所に対するアンケートとヒアリングの結果からみられる課題や川崎町における障がい者施策の取組内容等をもとに、現在の川崎町における重点課題を以下の4つとしました。

- (1) 年金や手当、医療費の助成等経済的支援の充実(46.4%)
- (2) 障がいを持つ人に対する町民の理解を高める(20.3%)
- (3) 福祉サービスによる生活支援の充実(19.6%)
- (4) 障がい者にやさしい町づくりの推進(11.7%)

力を入れてほしい福祉施策



2. 計画体系

川崎町における障がい者施策に関する取り組みや、本計画策定に係るアンケート等を踏まえた課題に対応するため、以下のとおり障がい施策を設定し、各種施策を推進します。

基本方針 1 障がいへの理解と交流・活動の促進（広報・啓発等）

1. 広報・啓発の推進

障がいのある人はもとより、誰もが住みなれた町にするには、一人一人が障がい及び障がいのある人々への正しい理解と認識を深める事が大切です。

このため、広報活動を通して障がいについての正しい理解と意識の促進を図らなければなりません。

実態調査において、障がいのことで「差別や嫌な思いをすることがあったか」の調査で「ある」「少しある」と回答した方は、61%となっています。

また、「力を入れてほしい福祉施策」では「障がいを持つ人に対する町民の理解を高める」項目に対しての回答が多く、以前として障がいに対する理解が進んでいないことがうかがえます。

今後も障がい者の地域活動への参加や交流事業活動を積極的に支援するとともに、障がいについての正しい理解と認識の啓発に努めます。

（今後の取組）

施策名	内容	担当課
障がい者に対する理解の促進 重要	町の広報紙やホームページ等を活用し、障がい者に関連する記事や制度を随時掲載するなど、障がい者について正しい理解の促進を図ります。	福祉課
啓発広報活動の充実	障害者手帳を交付する際に配布する「福祉のしおり」の内容を充実させ、福祉制度の周知を図るとともに、制度等に変更があった際には、速やかに構成し、迅速で正確な情報の伝達を心掛けます。また、町が発行する各種申請書類やパンフレット等については、見やすい分かりやすい内容になるよう配慮します。	福祉課
	「ふくしまつり」等において、町民参加型イベントを行う等、啓発広報活動を実施します。	社会福祉協議会
関係機関との連携	障がい者の権利擁護に関する講演会等、教育委員会・人権推進課と連携しながら随時開催します。	人権推進課 福祉課

施策名	内容	担当課
関係機関との連携	福岡県発達障がい者支援センター「ゆう・もあ」と連携し、発達障がいに対する正しい知識の普及と相談支援の充実に努めます。	福祉課
障害者週間等における啓発	「障害者週間（12月3日～12月9日）」を中心に、街頭啓発や人権推進課と連携した人権問題と併せた講演会を実施する等、住民、障がい者団体、ボランティア団体等幅広い参加による啓発活動を推進します。	人権推進課 福祉課

2 交流の推進・文化活動の充実

障がいがある人もない人も共に一つの地域で生活し、ふれあう機会を持つことは、お互いを理解・尊重しノーマライゼーションの社会を育てる重要な要素となります。

障がい者間又は障がいのある人とない人とのコミュニケーションは、障がい者の社会参加の場を作るだけでなく、ふれあいを通して、町民が障がい者を一層身近なものとして理解することができるため、今後も交流の機会を促進し、支援していく必要があります。

（今後の取組）

施策名	内容	担当課
交流機会の充実	町や社会福祉協議会、障がい者団体等が催す講座や各種行事等において障がい者と地域住民が積極的に参加交流できる催しの企画に努めるとともに、「ふくしまつり」や手話養成講座の開催等、地域住民が積極的に参加できるような交流の場の提供を行います。	福祉課 社会福祉協議会
	手話通訳奉仕員を採用・派遣事業を実施し、聴覚障がい者のコミュニケーション手段の確保に努めます。	福祉課
	幼少時代から障がいの有無に関わらず、共にふれあう機会を持つことは、お互いの理解を深めるのに重要であるため、学校教育における体験交流を含めた福祉教育の充実に努めます。	社会福祉協議会
	会場への移動が困難な障がい者に対しては、地域生活支援事業の移動支援を提供するなど、参加へのきっかけづくりにも配慮します。	福祉課

施策名	内容	担当課
交流活動の支援	障がい者団体、ボランティア団体等の活動を効果的に運営していくため、各種関係団体同士の交流を促進し、ネットワークの構築に努めます。	福祉課 社会福祉協議会
	社会福祉協議会や障がい者団体等の行う交流事業に対しては、活動する場の確保及び活動場所までの交通手段の利便性向上に努めます。	福祉課 社会福祉協議会
	様々な交流活動については、広報やホームページ、パンフレットの配布等を通じて積極的な情報提供に努めます。	福祉課

３ 人権擁護の推進

障がい者の中でも特に知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者等の判断能力が十分でない人は、経済面や日常生活を送る上で被害を被りやすく、権利を侵されやすい傾向があります。このような人の権利を守る制度として日常生活自立支援事業が実施されています。

また、成年後見制度は、知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者等、判断能力が十分でない人にかわって後見人が財産管理等の法律上の行為を行うものです。障がい者や高齢者など、判断能力が十分でない人の権利侵害や犯罪による被害の予防・解決のため、これらの権利擁護に関する制度の周知を広め、活用しながら人権擁護の促進を図ることが重要です。

（今後の取組）

施策名	内容	担当課
権利侵害の予防 重要	知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等の権利を擁護するための成年後見制度や、社会福祉協議会との連携による日常生活自立支援事業についての相談体制の強化によって、権利侵害の予防や解決を図ります。	人権推進課 福祉課 高齢者福祉課 社会福祉協議会
適切な用語使用への配慮	日常に使われている言葉や用語のうち、不快感を与えるようなものについては、障がい者や住民等の意見を参考の上、適切な用語を使用するよう啓発に努めます。	人権推進課 福祉課

4. スポーツ、レクリエーション、文化活動の充実

障がい者がスポーツやレクリエーション活動に参加することは、機能回復の効果ばかりではなく、心身の健康の保持・増強・自立意欲の促進・生きがいの場ともなり、その果たす役割は重要です。

また、文化・芸術活動は生活の質や心の豊かさを高めるものとして重要です。

今後も、「田川郡身体障がい者体育大会」への参加促進を図るとともに、各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催及び選手の派遣を支援します。

加えて、「ふくしまつり」や「総合文化祭」など文化芸術活動への参加の推進、情報提供を通じて、生きがいのある豊かな生活を送ることができるよう支援します。

(今後の取組)

施策名	内容	担当課
スポーツ・レクリエーションの振興	福岡県や地域で開催される各種スポーツ大会やスポーツ教室等、子どもから高齢者、障がい者、誰もが積極的に参加できるような機会を充実し、障がい者スポーツの振興を図るとともに、障がいのある人・ない人とのふれあい、交流ができるよう内容の充実に努めます。	社会教育課 福祉課
	子どもから高齢者、障がい者、誰もがスポーツに親しめるよう町内のスポーツ・レクリエーション事業を支援し、また指導者の養成に努めます。	社会教育課
文化活動の振興	障がい者のための文化芸術活動への参加を促進するとともに、障がい者だけでなく、高齢者も気軽に参加できるような生涯学習事業の振興に努めます	社会教育課

5. ボランティアの育成と活動支援

高齢化の進行や障がい者の社会参加が進む中、ボランティア活動は地域の福祉活動を支える大きな力です。

とりわけ、障がい者が社会参加する上で、あらゆる面で障がい者を支援する人的、物的要員が必要で、いわゆるボランティアの果たす役割は極めて重要であると考えられます。

本町では、現在、社会福祉協議会を中心に数団体が活動を行っていますが、啓発活動も含め、地域住民が様々な場で各種のボランティア活動へ気軽に参加できるような環境づくりを推進し、障がいのある人自身もボランティア活動に参加できる体制づくり、また地域活動支援センター事業において地域住民ボランティア育成を行うことにより、幅広い地域に密着したボランティア活動の育成を推進します。

また、ネットワークの確立、人材の育成を促進し、社会福祉協議会、各種ボランティア団体、福祉団体、企業などと情報交換や交流、連携を図り、ボランティア活動に対する理解や参加への推進を図ります。

(今後の取組)

施策名	内容	担当課
ボランティアの育成	ボランティア活動に必要な介護知識、手話技術をはじめ、障がいや障がい者に対する理解を深めるための研修・講習会等の機会の充実に努めます。	福祉課 社会福祉協議会
	町や社会福祉協議会が中心となりボランティアの組織化を推進します。	福祉課 社会福祉協議会
ボランティアの育成 活動への支援	町内で活動しているボランティアグループの行う活動の支援を図ります。	社会福祉協議会
	ボランティアグループや NPO 団体との協力体制の強化を図ります。	
	ボランティアセンターの設置に努めます。	
	ボランティア活動に関する情報は、広報紙等を通して提供するように努めます。	

基本方針２ 地域生活への支援【保健、医療、福祉サービス等】

1. 保健・医療の充実

障がいは発生を予防することが基本であり、さらに早期発見・早期治療により障がいを軽減し、その機能回復を図ることが重要です。このため、障がい者に限らず、すべての人にとって保健、医療の充実を図る必要があります。

本町では、健康に関する正しい知識を広めるため、身近な場所で定期的に健康教室を実施し、町民に健康的な生活習慣が根づくよう支援しています。

また、関係機関と連携し、個人の健康状況をチェックし、心身の健康についての相談や、家庭における健康管理に役立つようなアドバイスを行う健康相談、健康状況を把握するとともに病気を早期発見するための総合健康診査、乳幼児健康診査、リハビリ体操などを実施しています。

さらに、障がい者を対象に維持回復を目的とした機能訓練教室、専門的な心理療法等を行う子ども療育相談などを実施し、併せて食生活の改善を含めた健康増進の取り組みを推進しています。

（今後の取組）

施策名	内容	担当課
障がいの発生予防	母子・成人・高齢者に対して、障がいの発生を予防し、早期発見・早期治療を行うための正しい知識の普及啓発に努めるとともに、母子から成人、高齢者と一貫した保健・医療・福祉のサービスの充実を図ります。	健康づくり課
	高齢者の問題点を把握し、ニーズに応じた介護予防教室を推進し、寝たきりや認知症の予防に努めます。	高齢者福祉課
障がいの早期発見・早期治療	疾病の早期発見・早期治療の為、健康診断や各種がん検診を行い、保健師や管理栄養士により、検診データを読み取り、個別に支援することにより、生活習慣の改善を図ります。さらに医療機関への受診が必要な場合は、受診勧奨を行い、適切な治療を行うことなどにより重症化を予防し、障がいの発生予防や軽減を図ります。	健康づくり課
	障がい児については、早期療育に転換できることがとても重要です。障がい児の発達レベルや生活環境などを勘案し、適切な療育支援ができるよう、福岡県田川児童相談所、田川保健福祉事務所、地域療育等支援センター、関係医療機関及び障がい児施設等との連携に努めます。	

2. 早期療育体制の充実

発達期における乳幼児の障がいに対しては、早期発見、早期療育の効果が大きいといわれています。このため、本町では、母子保健法に基づき住民のニーズに沿って、障がい児等の早期発見対策として、乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診などの乳幼児の健康診査を実施し、早期発見に努めています。また田川地域自立支援協議会の子ども部会において5歳児健診の必要性の検討を行っています。

また、障がい者生活支援等の広域的なサービスの提供を図ることを目的として、身近な地域で総合的な相談や支援に繋げることができる発達障害者支援センター「ゆう・もあ」を設置しています。

今後も引き続き、障がいの発生を防止または軽減し、発達を促すことができるよう関係機関と連携して適切な治療・療育体制の整備に努めます。

(今後の取組)

施策名	内容	担当課
乳幼児の発達相談窓口の充実 重要	乳幼児健診の受診勧奨を行い、発達に問題のある児童に対して、保健師による経過観察を行います。子育てや就学等の不安に対しては、専門の相談員により児への関わり方や保育所・学校などの関係機関への連携を図ります。専門的な発達相談機関として、田川保健福祉事務所で実施されている乳幼児発達診査において、医師・言語聴覚士・作業療法士の診察や検査等により、保護者への子育て支援や専門医療機関への連携等を実施し、障がいのある児童への相談の受け入れを行います。 福岡県筑豊地域発達障がい者支援センター「ゆう・もあ」等と連携し、発達障がい児に関する相談・支援の充実に努めます。	福祉課 健康づくり課
障がい児の療育体制の充実 重要	障がい児については、早期の療育がその後の成長において非常に重要になってくることから、効果的な障がい児療育が受けられるよう、近隣市町村を含め、福岡県田川児童相談所、田川保健福祉事務所、関係医療機関及び障がい児施設等と連携しながら、情報提供と適切な対応に努めます。	

3. 障がい者（児）福祉サービスの充実

障がい者（児）福祉サービスのしくみは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」に基づき実施することになります。

障がい者（児）が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる、地域社会の実現のためには、必要な時に必要な場所で、適切な支援を受けることのできる体制が必要です。それぞれ異なる障がいの種類、程度等に合わせ、全ての障がい者（児）のニーズと問題点を随時把握し、効率的なサービスの充実・拡大を図ります。

（今後の取組）

施策名	内容	担当課
在宅福祉サービスの整備 重要	在宅福祉の中心となるホームヘルプサービスなどの訪問系サービスやショートステイサービス、生活介護、児童デイサービス、療養介護等、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」における各種障がい福祉サービスの周知及び基盤整備を図ります。	福祉課
	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」における地域生活支援事業として、相談支援事業や日常生活用具の給付、移動支援事業等のサービスを提供します。	
	障がい者の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保するため、日中、一時的な見守りや日中活動の場を提供する日中一時支援事業を実施します。	
	定期的に担当者会議等を開催し、情報共有に努めます。	
多様な住まいの確保	計画相談支援事業所相談員と連携の上、在宅での生活が困難な障がい者の生活の場として、入所施設・定員数の確保に努めるとともに、入所可能な施設についての相談・情報提供に努めます。	福祉課
	自宅以外の地域生活の場として、グループホームなどの居住系サービスについては、開設を希望する社会福祉法人・NPO 法人等の団体に対し、国の法制度や設置要綱等、設置に関する必要な情報提供に努めます。	
	障がい者施設がもつ施設機能や専門知識等を活用し、障がい者福祉の推進に対する支援と協力を要請していきます。	

施策名	内容	担当課
保健・福祉・医療の一元的なサービスの提供	疾病早期発見・早期治療のために、健康診断の受診勧奨を行い、機能障がいの重症化を予防していきます。身体障がいや精神障がいを発症した際は、早急に保健・医療・福祉の連携を図ることにより、適切な福祉サービスの提供を行い、安心した日常生活を過ごせるよう支援していきます。	健康づくり課 福祉課
サービス内容の周知	各種福祉サービスの適切な利用を促すため、福祉制度やサービス内容等について、障がい者手帳の交付時をはじめ、広報紙への記事掲載等による情報提供に努め、日常生活の便宜を図ります。	福祉課

4. 日中活動への支援

障がい者が地域の中で、自分らしく生活していくためには、日常生活における在宅福祉サービスだけでなく、自立のための訓練や就労支援、介護を受けながら様々な活動のできる場を提供することが必要です。

障がい者が自分に合った日中活動を選択できるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく日中活動サービスや多様な活動の場を提供する地域活動支援センターの基盤整備を進める必要があります。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」においては、入院中の精神障がい者の地域生活への移行が掲げられており、精神障がい者に対する地域生活への支援を検討します。また精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築が必要です。

（今後の取組）

施策名	内容	担当課
日中活動系サービスの基盤整備 重要	障がい者が希望に応じて様々な日中活動を選ぶことができるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」における各種障がい福祉サービスの周知及び基盤整備に努めます。	福祉課
地域活動支援センターの基盤整備	地域において自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、通所にて創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行えるように基盤整備に努めます。	福祉課

施策名	内容	担当課
精神障がい者の地域生活支援 重要	精神障がい者が、地域の中で様々な日中活動を選択し、自分らしく生活できるよう、日中活動系サービスを提供する事業者に対して、精神障がい者に関する理解の促進や、知識の普及を図るため必要な相談・支援を行います。	福祉課
	精神障がい者が退院し、地域で安心して生活できるよう医療・保健・福祉サービスの充実や、住まいの場の確保、就労支援、相談支援等の総合的な支援を進めます。	
	精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（田川圏域）」の構築を目指します。	

5. 情報提供・相談支援体制の充実

障がいのある人々が日常生活において自立し主体的に社会参加するためには、誰もが必要な情報を同じように得ることができることや日常生活における様々な相談や悩みを気軽に相談でき、必要な支援を行ってくれるような地域の情報提供・相談支援体制づくりが重要となります。

本町では、「広報かわさき」と「ホームページ」を主要な情報発信源とし、併せて「福祉のしおり」を配布してきました。

相談窓口としては、福祉課窓口をはじめ、障がい者基幹相談支援センター、障がい者相談員、民生委員・児童委員による相談対応、加えて、本町では聴覚障がい者のいろいろな手続きや相談に応じられるように、手話通訳職員を配置し情報提供や相談対応に努めています。

(今後の取組)

施策名	内容	担当課
情報提供体制の充実	障がい者手帳の発行の際に窓口にて福祉のしおりを渡すなど、福祉サービスの内容や利用方法等に関する情報をはじめ、福祉制度や新しい制度の紹介を行うことを目的とした情報提供を行います。	福祉課
	手話通訳奉仕員の設置及び手話講習会の実施や、朗読の会の朗読テープの作成等により、様々な情報提供に努めます。	
相談支援体制の充実 重要	障がい者（児）の地域生活に関わる様々な相談等に適切に対応するため、障がい者基幹相談支援センターの体制の強化を行い、より安定した相談支援体制を整備していきます。	福祉課
	自立支援協議会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、障がい者団体、障がい者施設との連携を深め、障がい者福祉施策や相談体制の充実に努めます。	
専門性の確保	聴覚障がい者や視覚障がい者のコミュニケーションを図るため、手話通訳者や点訳・朗読者等の確保に努め、その育成を行います。	福祉課
	身体障がい者福祉相談員、知的障がい者福祉相談員並びに民生委員・児童委員等、保健・福祉従事者に対する研修を行い、相談員の資質の向上を図ります。	

基本方針3 育ち、学ぶ環境づくり【教育・育成等】

1. 早期教育・育成の推進

障がい児の治療・訓練と同時的に保障されなければならないのが教育・育成です。特に幼児期は人格の基礎が形成される大切な時期であり、この時期の教育・育成は早期治療に結びつくため、大変重要です。

これらの教育や育成環境の整備については、保護者と関連組織との協力が不可欠となるため、教育委員会、その他関係機関等と連携をとり、早期教育・育成のための体制を整備することが必要です。

また、本町では、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童の育成・指導にあたるため、現在、各小学校4ヶ所とすみれ児童館、併せて5クラブの放課後児童クラブを設置しています。この放課後児童クラブにおいては、障がいのある子どもの受け入れに対し、専任指導員を配置したり、積極的な環境整備に努めています。これは、地域住民や保護者の方々の熱心な協力のもと築きあげられてきたもので、今後も行政として放課後児童健全育成事業の充実を推進していきます。

(今後の取組)

施策名	内容	担当課
早期教育の推進	早期教育を推進するため、保健・医療等と連携をとり、心身に障がいのある幼児の教育相談を行います。	福祉課 教務課
	保護者の就労支援を図るとともに、安心して子どもを預け働く事ができるよう、児童の育成・指導を目的とした放課後児童クラブについて、障がい児の受け入れの継続実施も含めて、今後も引き続きニーズに応じた内容の充実に努めます。	
	保育園、幼稚園の障がい児受け入れ体制の推進に向け、関係機関への協力を要請します。	
	町、教育委員会、学校現場の連携と保護者の協力を得ながら、特別支援教育を推進します。	
適正就労の推進	保健・医療・教育機関等と連携をとり、障がい児の早期教育に関する就学指導・教育相談を行います。	健康づくり課
	就学についての相談体制を充実させ、適正就学についての地域住民や保護者の理解促進に努めます。	

2. 学校教育の推進

障がい児の教育は、児童・生徒がその障がいを克服して必要な知識・技術及び生活習慣を養い、積極的に社会に参加していく能力を養成することが大きな目的であり、それには教育環境の整備と児童・生徒の障がい程度に応じた教育の実践が必要です。

このため、本町では、特別支援学級を設置し、障がいのある児童生徒に適応した教育を行います。

また、福岡県立川崎特別支援学校では、就学前の子どもたちを対象とした早期教育相談を行っています。これらの機関と有効に連携を図り、養護教育後の進路保障として、川崎特別支援学校の高等部設置を県及び県教育委員会へ働きかけます。

また、障がい児の教育において個々の教育と同様に大切なのは、義務教育の段階での障がいのある児童と障がいのない児童とのふれあいです。今後は障がい児同士また障がいのある児童とない児童との交流の機会を拡大していくことが重要です。

(今後の取組)

施策名	内容	担当課
学校教室の充実	障がいの程度や発達に応じた適切な教育ができるよう、普通学級や特別支援学級の充実、特別支援学校等との連携に努め、適切な就学を支援します。	教務課
	幼児・児童・生徒の発達課題に応じた教育内容となるよう、生活指導計画を作成し、効果的な教育・指導・評価等のあり方について検討します。	
進路指導の充実	進路指導を充実させ、雇用や生活の場を多様に確保するなど、進路の開拓を進めます。	教務課
	義務教育後の進路保障として、川崎特別支援学校高等部の設置について福岡県教育委員会に働きかけます。	
交流教育の充実	学校教育において、体験交流の場の確保に努めます。	教務課
	障がいのある子どもの理解を求める観点から、学校の施設・設備を地域住民に開放し、学校と地域の交流を推進します。	社会教育課
	県立の特別支援学校において、近隣の幼稚園、小学校、中学校、高等学校との学校間交流を実施します。	教務課

3. 社会教育の充実

障がい者に対する住民の理解を深めるためには、広報等による啓発だけではなく、障がい者問題を人権問題として捉え、住民自らの学習活動を通して理解を深めることが重要です。また、学習活動は、単に個人の知識習得の場というだけでなく、学習活動を通じた交流の場としても重要な役割を担っています。

今後は町民を対象とした社会教育、スポーツ事業においても障がい者の意見を反映させ、障がい者施策を積極的に取り上げるとともに、学習内容の充実を図っていく必要があります。

(今後の取組)

施策名	内容	担当課
社会教育の機会の確保	社会教育関係団体、各種団体等の学習・講座に障がい者問題等に関する福祉教育を積極的に取り入れ、住民の障がいや障がい者に対する理解を促進します。	社会教育課
	学習、講座に関しては、当事者の意見を取り入れるとともに、積極的に参加できるような学習、講座の充実を図ります。	
	障がい者を対象とした、家庭教育及び日常生活等に関する学習の機会の提供に努めます。	教務課
福祉ボランティアの養成	ボランティアやボランティア団体の育成、研修に努めるとともに、町民のボランティア活動に関する関心を高めます。	社会福祉協議会
	学生ボランティアの活用を図るとともに、福祉における地域リーダーの育成を目指します。	
社会教育施設の整備改善	社会教育施設を障がい者が利用できるよう設備の整備改善に努めます。	社会教育課
	社会教育施設においては、障がい者問題に関するビデオ、図書等、啓発のための教材充実に努めます。	

基本方針4 安全・安心のまちづくり【生活環境、安全・安心等】

1. バリアフリー施設・交通機関の確保

障がいのある人や高齢者が、公共交通機関や公共施設をスムーズに利用し、社会参加しやすい環境を整備することは重要な課題のひとつです。障がい者や高齢者が安心して生活できるまちづくりは、都市計画上十分に配慮する必要があります。

国においては、公共施設及び公共交通機関などにバリアフリー化を義務付ける「バリアフリー新法（高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」を制定し、公共施設や民間施設、道路・歩行空間、公共交通機関等のバリアフリーやユニバーサルデザインの視点による整備を推進することが定められています。

本町においても、このような視点に基づき、庁舎をはじめ、コミュニティセンター、図書館など公共施設の建設においては、ユニバーサルデザインのもと関連法の基礎的基準などを取り入れ、公共施設の整備を図っています。

今後も公共的な生活環境の整備の際には、ユニバーサルデザインを取り入れ誰もが地域で安全に快適な生活ができるよう、福祉的視点に立った環境づくりを推進します。

また、障がいのある人や高齢者向け住宅に関する相談体制などの整備を進め、駅、バス停、医療機関、商業施設など多くの人々が訪れる施設にバリアフリーの視点に沿った整備を採用していただけるよう関係機関に働きかけます。

さらに、本町における公共交通機関として、ふれあいバスの運行を行っており、住民の利便性の確保に努めています。今後も、障がい者や高齢者をはじめ、すべての住民にとって利用しやすい移動手段となるよう、必要に応じて運行便数や運行区間の見直しを行い、住民の社会参加の促進及び利便性の向上に努めます。

（今後の取組）

施策名	内容	担当課
公共的建築物の整備	町役場をはじめ、小学校、中学校、公民館等の公共施設について、障がい者の利用に配慮した整備を促進します。	防災管財課 社会教育課
	民間の建築物でも、銀行、大型店舗、病院、娯楽施設等人々が多く出入りするような建物については、障がい者に配慮した整備を行うよう協力を呼びかけます。	事業課
	新しく建設する公共施設等については、「バリアフリー新法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」等の関連法に基づく誰もが利用しやすい建築物の整備に努めます。	

施策名	内容	担当課
公共交通機関の確保	交通弱者となりやすい障がい者や高齢者等の方に対し、ふれあいバスの運行、また添田町と共同で西鉄バス添田線に対して運行助成による、公共交通機関の確保を行います。	防災管財課
	「ふれあいバス」を運行しており、必要に応じて運行便数や運行区間、運行設備（障がい者向けバス含む）等を見直す等、障がい者や高齢者をはじめとする住民の社会参加の促進及び利便性の向上に努めます。	

2. 道路・歩道の整備

障がいのある人や高齢者の日常生活を広げ、地域生活をより豊かなものにするためには、安全で快適な道路環境の整備は重要です。

国においては、「バリアフリー新法（高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」を制定し、誰もが利用しやすい環境整備に力を注いでいます。

本町も今後道路整備を行う場合、歩道の整備とともに段差の解消など歩行者の安全に配慮したバリアフリー道路の整備を念頭におき計画を推進します。

（今後の取組）

施策名	内容	担当課
道路・歩道環境の整備 重要	道路における歩道の整備に努めるとともに、段差解消等のバリアフリー化を推進します。	事業課
	路上の障害物を撤去し、警察等による指導強化を要請します。	
	公共施設の駐車場には、障がい者専用駐車場を設置し、民間施設の駐車場についても設置の協力を要請します。	
	バリアフリーの歩行空間を確保するため、横断歩道、バス停留所付近及び視覚障がい者誘導用ブロック上等の迷惑・危険性の高い違法駐車取締り強化を図るとともに、違法駐車（輪）追放の広報啓発活動を展開します。	福祉課
	障がい者に対して、交通機関の整備状況や助成・割引制度についての周知を図り、公共交通の利用を促進します。	

施策名	内容	担当課
住民意識の向上	「福岡県福祉のまちづくり条例」及び「バリアフリー新法」等の関連法を踏まえ、近隣市町村とも連携しながら、計画的かつ総合的に道路空間を含めた福祉の町づくりに対する住民の意識の向上を図ります。	事業課

3. 障がい者住宅の整備

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行に伴い、特に在宅福祉の充実が求められていますが、そのためには、まず住まいの確保が重要となります。また、住宅での生活が困難な障がい者や自立など社会参加のための訓練が必要な障がい者の生活の場として、グループホームなどの施設の確保についてもあわせて検討が必要です。

現在、本町では障がい者の公営住宅への優先入居を実施しています。

今後とも、公営住宅の建設時には段差の解消や手すりの設置、車椅子仕様住宅など、高齢者や障がい者に配慮した住宅の整備を推進するとともに、グループホームなどの民間活力による整備を推進します。

（今後の取組）

施策名	内容	担当課
住宅の確保	障がい者の住宅確保のため、障がい者向け公営住宅の確保及びバリアフリー化の推進に努めます。	住宅環境課
	障がい者の多様な住まいを確保するため、グループホームなどの民間活力による整備を推進します。	福祉課
住宅相談及び支援内容の周知	住宅に関する相談に応じるとともに、情報提供を推進します。	事業課
	障がい者の居宅における動作等を円滑にするため、日常生活用具給付事業における住宅改修を行い、障がい者の住まいの改善を推進します。	福祉課
	生活福祉資金等、低金利による貸付制度についても、制度の周知に努めます。	社会福祉協議会

4. 防犯・安全対策の充実

住民が安心して社会生活をおくるためには、地域全体での防犯・防災対策への取り組みが必要です。なかでも災害時要援護者といわれる障がい者や高齢者は犯罪や事故、災害等の被害を被る可能性が高く、避難行動にも不安を感じているのが現状です。

また、川崎町地域防災計画に基づき、地域住民や関係機関との連携を図り、緊急時における避難場所の周知や、重度障がい者、視覚・聴覚障がい者等の特に緊急な援護を要する方々に対する避難誘導體制づくりを図ります。

(今後の取組)

施策名	内容	担当課
防犯・安全知識の普及	防犯・防災等に関する講習会の開催や防犯訓練の実施、警戒区域や避難場所を載せた防災マップの全戸配布、その他関連のパンフレット等の配布により、障がい者に対し知識の普及を図るとともに、地域住民の障がい者への援助に関する知識の普及を図ります。	防災管財課
地域防犯・防災ネットワークの確立	障がい者が安心して暮らせるよう、地域住民及びボランティア組織等との協力により、地域安全活動の強化並びに地域の防犯・防災ネットワークの確立に努めます。	防災管財課
緊急時の対応体制の整備	障がい者や高齢者等がいつでも安全に災害から避難できるよう、避難・誘導・救出・救護等の防災マニュアルを作成し、周知に努めます。また、障がい者の避難所の設置については、障がい者の状況に配慮した対策を講じます。	防災管財課
	消防署や消防団と連携し、24 時間体制で救急対応が図れる組織体制の整備を図ります。	
	聴覚障がい者の救急対応については、行政区や隣組、消防団、民生委員・児童委員等による避難誘導やファックス等の日常生活用具の利用による、障がいの状況に応じた情報提供方法について検討を行います。	

基本方針5 雇用・就業環境の整備【雇用・就業等】

1. 雇用・就業環境の整備

障がい者が地域で生きがいをもって生活し、社会活動に参加していくためには、障がい者の働く意欲を尊重した一般雇用はもちろん、福祉的就労を含めた働く場の確保は、自立のための経済的基盤には大切なことです。働く意欲のある障がい者がその適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、適性と能力に応じた職業につき、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がい者自身の生きがいにもなります。

川崎町においても、ハローワーク田川など関係機関と連携して就労相談体制の充実に努めるとともに、今後はさらに雇用機会の確保・拡大を積極的に進めていく必要があります。

また、障がい者の就労先の確保とともに、障がい者が就労するために必要な技術・能力等を身に付けることができるよう、職場体験事業の実施や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」における自立訓練や就労移行支援事業等の就労支援サービスの基盤整備を図ります。

アンケートにおいて、今後の障がい者の就労支援として、必要だと思うこととして、「職場の障がい者の理解」や「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」を挙げる方が多く、障がいに対する理解促進及び、福祉的就労の充実が求められます。

（今後の取組）

施策名	内容	担当課
雇用の促進 重要	ハローワーク田川などの関係機関と連携・協力し、障がい者の就労に関する情報提供や相談に応じ、障がい者の就労への支援に努めます。	福祉課
	地域事業主等に対する障がい者の雇用に関する説明会等を通じて、障がい者の雇用を促進する各種助成制度等の周知徹底を図り、企業の障がい者に対する雇用の理解と法定雇用率を達成するよう啓発・広報活動に努めます。	
	障がい者が安心して働けるよう、企業主や従業員に障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発・広報活動に努めます。	
一般就労への移行 支援 重要	一般企業等への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練等を行う「就労移行支援事業」の基盤整備を図ります。	福祉課

施策名	内容	担当課
福祉的就労の充実 重要	一般企業等への就労が困難な障がい者に対して、就労の場を提供するとともに、就労に関する知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う就労継続支援事業や地域活動支援センター、障がい者就業・生活支援センターじゃんぷ、自立支援協議会の就労部会等の福祉的就労の場の基盤整備に努めます。	福祉課
障がいの種類及び程度に応じた就労支援 重要	身体障がい、知的障がい、精神障がいなど、障がいに応じた就労支援に向けた対策を検討します。障がい者の雇用に関する機関との連携を強化し、障がいの種類・程度、障がいのある人の適性・能力に対応した職業相談を行い、就労の支援を行います。 特別支援学校、福祉施設、サービス事業所、医療機関等の各分野の関係機関・団体等と連携し、就業情報の提供・就労相談の受付、就労後の状況把握や相談受付など一貫した就労支援に努めます。	福祉課
職場体験事業の実施	障がい者が就労のために必要な技術・能力等が身に付くよう、職場体験事業の調査・研究を行うとともに、障がい者一人一人の特性に応じた就労先の開拓に努めます。 職場体験事業の実施により、障がい者の働く意欲の向上を目指します。	福祉課

第5章 障がい福祉計画

第5章 障がい福祉計画

1. 本計画について

この計画である「障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条の規定に基づき、障がい者福祉施策の充実を図るために市町村に策定が義務づけられているものです。「児童福祉法」第33条の20に基づき、障がいのある子どもの支援の提供体制を計画的に確保するために策定する「障がい児福祉計画」と一体的に策定します。

これら「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」の上位計画として、「障がい者基本法」11条3項に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定める「障がい者福祉基本計画」があります。

「障がい福祉計画」の基本的な考え方は「障がい者福祉基本計画」に沿い、国・県の動向やこれまでの各年度における障がい福祉サービスの利用状況等をふまえ、令和5年までの数値目標や各サービス等の見込量を設定し、障がい者福祉施策の充実を図るために策定するものです。

（1）計画の期間

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3ケ年とし、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況等を踏まえ策定するものです。

なお、法律・制度面で、新たな法整備の動きがあった場合は、国の動向を踏まえながら、柔軟に見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者基本法に基づく 障がい者基本計画	川崎町障がい者福祉基本計画 （第4期）					
障害者総合支援法に基づく 障がい福祉サービス等の計 画	川崎町障がい福祉計画 （第6期）			川崎町障がい福祉計画 （第7期）		
児童福祉法に基づく 障がい児通所支援等の計画	川崎町障がい児福祉計画 （第2期）			川崎町障がい児福祉計画 （第3期）		

2. 目標の実現に向けて

本計画では、目標の実現と障がいのある方の福祉の向上に向け、以下の施策に重点的に取り組みます。

(1) 地域生活への移行支援

社会的入院をされている方の施設入所・入院から、地域で自立した生活をおくることができるよう、支援体制を整備し地域生活への移行を支援します。

また、障がいのある方にとって住みよい居住環境となるよう、住宅改修費の助成や入居後の生活不安に関する相談、並びに地域住民との関係を調整するための居住支援機能の強化を図り、また、公営住宅への入居に係る障がい者への優遇措置を庁内関係部署と協議し検討します。

(2) 就労支援体制の強化

障がいのある方が、地域において、いきいきと働くことができるよう地域全体で応援する就労支援体制を構築します。

このため、障がいのある方一人一人の適正や能力に応じた一般就労に向けての支援が行えるよう、ハローワーク、企業等の連携を図りながら就職活動への支援を行うとともに、就労移行支援や就労継続支援等の各種障がい福祉サービスの充実を図ります。

また、障がいのある方が継続して働き続けることができるよう、企業や利用者におけるジョブコーチ支援の周知や障がい者就業・生活支援センターとの連絡体制を強化します。

(3) 相談支援体制の充実

近年、障がい者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない状況がみられ、適切な情報提供と相談支援体制の整備充実が求められています。このため、様々な媒体を活用して、障がい福祉サービス等に関わる情報をわかりやすく提供するとともに、障がいの状況にあわせた相談支援や相談窓口機能の強化に努めます。

また、障がいの疑いがある段階から障がいのある児童や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐことが重要となってきます。障がいのある方に対する相談支援と同様、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

また、サービスに関する相談をはじめ、日常的な不安や悩みの解消、虐待等に関する相談支援機関として、地域自立支援協議会の円滑な運営を図るとともに、障がい福祉サービス事業者、雇用、居住、教育、医療等の関係機関による相談支援ネットワークの充実強化を図ります。

（４）発達の違いや障がいのある子どもへの支援の充実

発達の違いや障がいのある子どもについて、地域において家族を含めた適切な支援を行っていくためのサービス提供体制を構築します。

地域において気になる段階からの早期支援が可能となるよう、障がい児相談支援体制の整備、障がいの特性に応じた個別療育の確保や地域支援強化を図ります。

また、３障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）に対応し、障がいの特性に応じたケアや、自立に向けた支援体制の整備に努めます。

（５）地域の見守り体制の強化

障がいのある方が地域の中で暮らすためには、介助者や家族、公的な支援だけでなく、地域住民による支援も重要な要素となります。

このため、関係機関との連携や既存の地域活動を充実させ、さらなる拡充を図り、障がいのある方が地域の中で安心して暮らすことができるよう、障がいのある方を含めた地域の支援体制や見守り体制の強化を推進するように努めます。

（６）保育、保健、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がいのある児童の早期発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、障がい児支援担当課、子育て支援担当課、保健医療担当課、保育園等の子育て支援機関の連携体制を確保します。また、学校教育終了後の就職活動に向けて就労支援機関（ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等）との連携体制の強化に努めます。

3. 令和5年度に向けての目標設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者等（以下、「福祉施設入所者」という。）の、グループホーム（共同生活援助事業所）での生活や一人暮らしなど、地域生活の移行を推進します。

【国の基本指針】

令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減することとし、令和2年度末において、福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

①地域生活への移行	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
②福祉施設の入所者数の減少	令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減することを基本とする。

【川崎町における目標設定】

国の基本指針に基づいて、令和5年度末には3人以上を削減することを目標とします。

項目	数値	備考
令和元年度末の施設入所者数	39 人	
① 地域生活への移行者数	2 人	
② 入所者の削減見込	1 人	
令和5年度末の施設入所者数	36 人	

(2) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

【国の基本方針】

市町村単位で精神障害者地域移行・地域定着推進協議会やその専門部会など保健、医療福祉関係者による協議の場を設置すること。（複数市町村での共同設置であっても差し支えない）

【川崎町における目標設定】

項目	数値	備考
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年 12 回	田川圏域での設置を行います。

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者が安心して地域で暮らしていくためには、地域全体で障がい者を支えていく体制づくりが不可欠です。障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた支援体制として整備した「地域生活支援拠点等」の機能充実を図ります。

【国の基本方針】

令和５年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運営状況を検証及び検討することを基本とする。

【川崎町における目標設定】

項目	数値	備考
運営状況を検証及び検討する回数	年 1 回	田川圏域で検証及び検討を行います。

（４）福祉施設から一般就労への移行等の推進

福祉施設利用者について、就労移行支援事業所等を通じて一般就労への移行を推進します。

【国の基本方針】

①令和５年度の年間一般就労移行者数	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）令和５年度中に一般就労に移行する者の数については、令和元年度の一般就労実績の１．２７倍以上とすることを基本とする。
②就労移行事業等における一般就労に移行する者の目標値	就労移行支援事業：令和元年度の一般就労実績の１．３倍以上を基本とする。 就労継続支援Ａ型事業：令和元年度の一般就労実績の１．２６倍以上を基本とする。 就労継続支援Ｂ型事業：令和元年度の一般就労実績の１．２３倍以上を基本とする。
③就労定着率に係る目標値	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）令和５年度中に一般就労に移行する者のうち７割が就労定着支援を利用することを基本とする。

【川崎町における目標設定】

項目	数値	備考
令和元年度の年間一般就労移行者数	2 人	
①令和5年度の年間一般就労移行者数	3 人	
令和元年度の年間就労移行者数（事業別）	就労移行 2 人 就労継続支援A型 0 人 就労継続支援B型 0 人	
②令和5年度中に一般就労する者の目標値	就労移行 3 人 就労継続支援A型 1 人 就労継続支援B型 1 人	
③令和5年度における就労定着支援の利用人数	3 人	

（5）相談支援体制の充実・強化等

近年、障がい者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない状況がみられ、適切な情報提供と相談支援体制の整備充実が求められています。このため、様々な媒体を活用して、障がい福祉サービス等に関わる情報をわかりやすく提供するとともに、障がいの状況にあわせた相談支援や相談窓口機能の強化に努めます。

また、障がいの疑いがある段階から障がいのある児童や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐことが重要となってきます。障がいのある方に対する相談支援と同様、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

また、サービスに関する相談をはじめ、日常的な不安や悩みの解消、虐待等に関する相談支援機関として、障がい者基幹相談支援センターの円滑な運営を図るとともに、障がい福祉サービス事業者、雇用、居住、教育、医療等の関係機関による相談支援ネットワークの充実強化を図ります。

【国の基本方針】

令和5年度末までに、下記に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする

○総合的・専門的な相談支援

- ・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

○地域の相談支援体制の強化

- ・訪問等による専門的な指導・助言
- ・人材育成の支援
- ・相談機関との連携強化の取組実施

【川崎町における目標設定】

項目	
総合的・専門的な相談支援	障がい者基幹相談支援センターの円滑な運営を図るとともに、障がい種別や各種のニーズに対応できる相談支援の実施をします。また、障がい福祉サービス事業者、雇用、居住、教育、医療機関による相談支援ネットワークの充実強化を図ります。
地域の相談支援体制	
①訪問等による専門的な指導・助言	
②人材育成の支援	
③相談機関との連携強化の取組の実施	

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の具体的内容を促進する必要があります。そこで都道府県や市町村が実施する研修の積極的な参加を図ります。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を行います。請求の過誤を無くすことは市町村の事務負担軽減につながり、障がい福祉サービスの提供やそれに関連した業務に注力することが可能となり、質の向上につながります。

【川崎町における目標設定】

項目	数値	備考
障がい福祉サービス等に係る各種研修参加人数	3 人	
障害者自立支援審査支払等システムなどによる検査結果を分析してその結果を活用回数	12 回	

4. 障がい福祉サービス等の必要量の見込み

令和3年度から令和5年度までの障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 訪問系サービス

【サービスの対象者と内容】

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的にを行います。
同行援護	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障がい者等 包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供します。

【第5期計画と実績】

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
居宅介護	人/月	73	65	83	60	95	63
	時間分/月	1,022	876	1,162	833	1,330	486
重度訪問介護	人/月	4	3	5	2	6	2
	時間分/月	90	45	113	26	135	23
同行援護	人/月	2	3	3	3	4	1
	時間分/月	16	17	24	17	32	13
行動援護	人/月	1	0	1	0	1	0
	時間分/月	8	0	8	0	8	0
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間分/月	0	0	0	0	0	0
計	人/月	80	71	92	65	106	66
	時間分/月	1,136	938	1,307	876	1,505	522

【第6期計画の見込】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	65	68	71
	時間分/月	878	918	959
重度訪問介護	人/月	4	5	6
	時間分/月	60	75	90
同行援護	人/月	5	7	9
	時間分/月	40	56	72
行動援護	人/月	1	1	1
	時間分/月	8	8	8
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0
計	人/月	75	81	87
	時間分/月	986	1057	1129

【見込量確保のための方策】

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の各サービス）を充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

（２）日中活動系サービス

【サービスの対象者と内容】

サービス名	サービス内容
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに 18 ヶ月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに 24 ヶ月以内、長期入所者の場合は 36 ヶ月以内の利用期間が設定されます）
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに 24 ヶ月以内の利用期間が設定されます）
就労継続支援（Ａ型）	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（Ｂ型）	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所（ショートステイ）	障がい者支援施設やその他の施設において、短期間で入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

【第5期計画と実績】

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
生活介護	人/月	62	63	63	65	64	69
	人日/月	1,364	1,257	1,386	1,288	1,408	1,314
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	23	0	23	0	23	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	7	5	7	4	7	2
	人日/月	126	72	126	50	126	25
就労移行支援	人/月	11	5	12	6	13	3
	人日/月	209	83	228	95	247	75
就労継続支援A型	人/月	5	6	6	9	7	10
	人日/月	110	95	132	161	154	198
就労継続支援B型	人/月	93	92	97	92	100	94
	人日/月	1,953	1,749	2,037	1,743	2,100	1,798
就労定着支援	人/月	1	0	2	0	3	1
療養介護	人/月	5	6	5	5	5	5
福祉型短期入所	人/月	10	9	13	9	16	7
	人日/月	90	77	117	78	144	65
医療型短期入所	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	9	0	9	0	9	0

【第6期計画の見込】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	70	71	72
	人日/月	1,610	1,663	1,656
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1
	人日/月	23	23	23
自立訓練（生活訓練）	人/月	6	6	6
	人日/月	138	138	138
就労移行支援	人/月	8	9	10
	人日/月	184	207	230
就労継続支援A型	人/月	11	12	13
	人日/月	253	276	299
就労継続支援B型	人/月	110	112	114
	人日/月	2,310	2,352	2,394
就労定着支援	人/月	3	3	3
療養介護	人/月	5	5	5
福祉型短期入所	人/月	13	15	17
	人日/月	117	135	153
医療型短期入所	人/月	1	1	1
	人日/月	8	8	8

【見込量確保のための方策】

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護）及び短期入所事業について、充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

（３）居住系サービス

【サービスの対象者と内容】

サービス名	サービス内容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除などに課題はないか。公共料金や家賃に滞納はないか。体調に変化はないか。通院しているか。地域住民との関係は良好か。などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）

【第５期計画と実績】

	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
自立生活援助	人/月	2	0	3	0	4	0
共同生活援助	人/月	47	45	48	46	49	49
施設入所支援	人/月	34	38	33	39	32	39

【第６期計画の見込】

	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	人/月	2	3	4
共同生活援助	人/月	52	53	54
施設入所支援	人/月	38	37	36

【見込量確保のための方策】

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

（４）相談支援

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を強化します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	サービス内容
計画相談支援	サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の支援を行います。

【第５期計画と実績】

	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
計画相談支援	人/年	285	249	305	257	326	260
地域移行支援	人/年	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/年	1	0	1	0	1	0

【第６期計画の見込】

	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	人/年	260	270	280
地域移行支援	人/年	2	2	2
地域定着支援	人/年	2	2	2

5. 地域生活支援事業の推進

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくするため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【第6期計画】

理解促進研修・啓発事業	令和3年度から令和5年度における各年度において、福祉サービス及び児童通所サービスのパンフレットを作成もしくは有識者を招いた講演会を行います。
-------------	--

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【第5期計画】

自発的活動支援事業	事業の実施にあたって、当事業の周知を図ることにより、地域住民の自発的な活動を推進していきます。
-----------	---

(3) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス利用支援等必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連携や調節、障がい者等の権利擁護のために必要な助言を行います。

② 市町村相談支援機能強化事業

町における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

（４）成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全てまたは一部について補助を行います。

【第５期計画と実績】

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
成年後見制度利用支援事業	人	2	0	2	1	2	0

【第６期計画の見込】

	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2

（５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や安定的な実施のための組織体制及び専門職による支援体制の強化などを行います。

【第６期計画】

成年後見制度法人後見支援事業	令和 3 年度から令和 5 年度における各年度において、有識者を招いた講演会を行い支援体制の強化を図ります。
----------------	--

（６）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方との意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣等を行います。

【第５期計画と実績】

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	100	9	100	28	100	50
手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1	1

【第6期計画の見込】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	50	50	50
手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がい児を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活を送る上で必要な用具を給付または貸与します。

- 介護・訓練支援用具 ○ 自立生活支援用具
- 在宅療養等支援用具 ○ 情報・意志疎通支援用具
- 排泄管理支援用具 ○ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

【第5期計画と実績】

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
介護・訓練支援用具	件/年	5	0	5	5	5	1
自立生活支援用具	件/年	11	1	11	5	11	5
在宅療養等支援用具	件/年	6	3	6	3	6	4
情報・意志疎通支援用具	件/年	5	3	5	3	5	5
排泄管理支援用具	件/年	673	656	673	589	673	508
居宅生活動作補助用具	件/年	6	1	6	4	6	2

【第6期計画の見込】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	11	11	11
在宅療養等支援用具	件/年	6	6	6
情報・意志疎通支援用具	件/年	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	673	673	673
居宅生活動作補助用具	件/年	6	6	6

（８）手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【第５期計画と実績】

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
手話奉仕員養成研修事業	人/年	3	12	3	13	3	0

【第６期計画の見込】

手話奉仕員養成研修事業	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施講座数（基礎・入門）	回	2	2	2
受講者数	人	15	15	15
修了者数	人	15	15	15

（９）移動支援事業

外出時に支援が必要と認めた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

【第５期計画と実績】

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
移動支援事業	人/年	108	49	108	56	108	64
	延時間/年	540	298	540	319	540	341

【第６期計画の見込】

	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援事業	人/年	80	80	80
	延時間/年	400	400	400

（１０）地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【第５期計画と実績】

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	延人数/ 年	40	26	40	23	40	26

【第６期計画の見込】

	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1
	延人数/ 年	40	40	40

（１１）日中一時支援事業

日中一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある方、障がいのある児童に対し、日中活動の場を提供することにより、障がい者の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保します。

【第５期計画と実績】

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
日中一時支援事業	人/年	80	48	80	49	80	50
	延日数/ 年	300	217	300	156	300	220

【第６期計画の見込】

	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日中一時支援事業	人/年	80	80	80
	延日数/ 年	300	300	300

(12) 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある方に対し、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成することで、就労その他の社会参加への促進を図ります。

【第5期計画と実績】

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	4	0	4	1	4	1

【第6期計画の見込】

	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	4	4	4

第6章 障がい児福祉計画

第6章 障がい児福祉計画

1. 障がい児支援の提供体制の整備等についての数値目標と対応策

障がいのある児童については、子ども・子育て支援法において「子ども・子育て支援の内容及び水準はすべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と定義されていること及び同法に基づく教育、保育等利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成推進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効率的な支援を身近な場所で提供する体制の整備をすることが重要です。

（１）現状と課題

障がいのある児童の支援提供体制の整備を進めるにあたり「児童発達支援センターの設置」及び「保育所等訪問支援の実施体制の確保」、「医療的ケア児支援のための関係機関との協議の場を設置」、「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」等の整備が必要と考えられます。

川崎町では、現在は整備が整っておらず、今後、単独での整備が難しいものについては田川圏域での共同整備を進めていく予定です。また、これらの整備を進めるにあたり、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を密にする必要があります。

（２）障がい児支援の提供体制の整備

障がい児については、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図り、切れ目のない一貫した支援を目指します。

【国の基本方針】

① 児童発達支援センターの設置	令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一ヶ所以上設置することを基本とする。（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。）
② 保育所等訪問支援の充実	各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、全ての市町村において、保育所等訪問支援が利用できる体制を構築することを基本とする。
③ 重症心身障がい児を支援する児童通所事業所の確保	令和５年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一ヶ所以上確保することを基本とする。（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。）
④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和５年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
⑤ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【川崎町における目標設定】

項目	数値	備考
① 児童発達支援センターの設置	１ヶ所設置	田川圏域
② 保育所等訪問支援の充実	２ヶ所設置	
③ 重症心身障がい児を支援する児童通所事業所の確保	１ヶ所設置	
④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	１ヶ所設置	
⑤ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	１人配置	

(3) 子ども・子育て支援

障がいのある児童への子ども・子育て支援の利用ニーズについて把握し、利用ニーズを満たす適量的な目標を示した上で、希望に沿った利用ができるよう、保育園等における受け入れの体制整備を行います。

【第5期計画と実績】

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
保育園	人/年	20	17	20	17	20	20
放課後児童健全育成事業	人/年	10	6	10	6	10	5

【第6期計画の見込】

	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保育園	人/年	23	23	23
放課後児童健全育成事業	人/年	10	10	10

（４）障がい児通所支援・障がい児相談支援

【サービスの対象者と内容】

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障がいのある児童が日常生活における基本的動作及び知識や技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるように、障がいのある児童の身体及び精神状態並びに、そのおかれている環境に応じて、指導及び訓練を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童が日常生活における基本的動作及び知識や技能を習得し、集団生活に適応することができるように、障がいのある児童の身体及び精神状態並びにそのおかれている環境に応じて指導、訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力の向上のため訓練を行うとともに、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問	障がい児通所支援事業所のスタッフが保育所等を訪問し、障がいのある児童が集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がい等の状態にある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用するに際し、障がいのある児童の心身の状態、そのおかれている環境、障がいのある児童及びその保護者の障がい児通所支援の種類及び内容等を記載した障がい児支援利用計画案を作成したり、利用計画を見直し、変更を行い支援します。

【第1期障がい児福祉計画と実績】

	単位	平成30年度		令和元年		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	人/月	20	23	23	23	26	26
	人日/月	360	204	414	224	468	212
放課後等デイサービス	人/月	36	41	48	41	60	62
	人日/月	648	661	864	666	1080	825
保育所等訪問支援	人/月	2	1	3	1	4	1
	人日/月	20	1	30	3	40	2
医療型児童発達支援	人/月	2	0	2	0	2	0
	人日/月	20	0	20	0	20	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	2	0	2	0	2	0
	人日/月	20	0	20	0	20	0
障がい児相談支援	人/年	62	63	78	77	94	95

【第2期障がい児福祉計画の見込】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	26	28	30
	人日/月	390	420	450
放課後等デイサービス	人/月	72	80	88
	人日/月	1440	1600	1760
保育所等訪問支援	人/月	4	5	6
	人日/月	20	25	30
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	5	5	5
障がい児相談支援	人/年	100	110	120

【見込量確保のための方策】

障がい児通所支援は、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の5つのサービスからなり、障がいのある児童及びその家族を身近な場所で支援する体制として重要なものです。「川崎町子ども・子育て支援計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

第 7 章 計画の推進に向けて

第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。また、障がいのある方が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

(1) 各種関係機関

①田川地区地域自立支援協議会

田川地区地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい者福祉システムづくりの中核として位置づけられています。各年度において、サービス見込み量等についての達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施しています。

町においては、田川地区自立支援協議会からの意見を聞き、反映に努めます。

＜田川地区地域自立支援協議会の主な機能＞

- ・地域の関係機構によるネットワーク構築に向けた協議
- ・福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議・調整
- ・障がい福祉計画の進捗状況等に関する点検・評価など

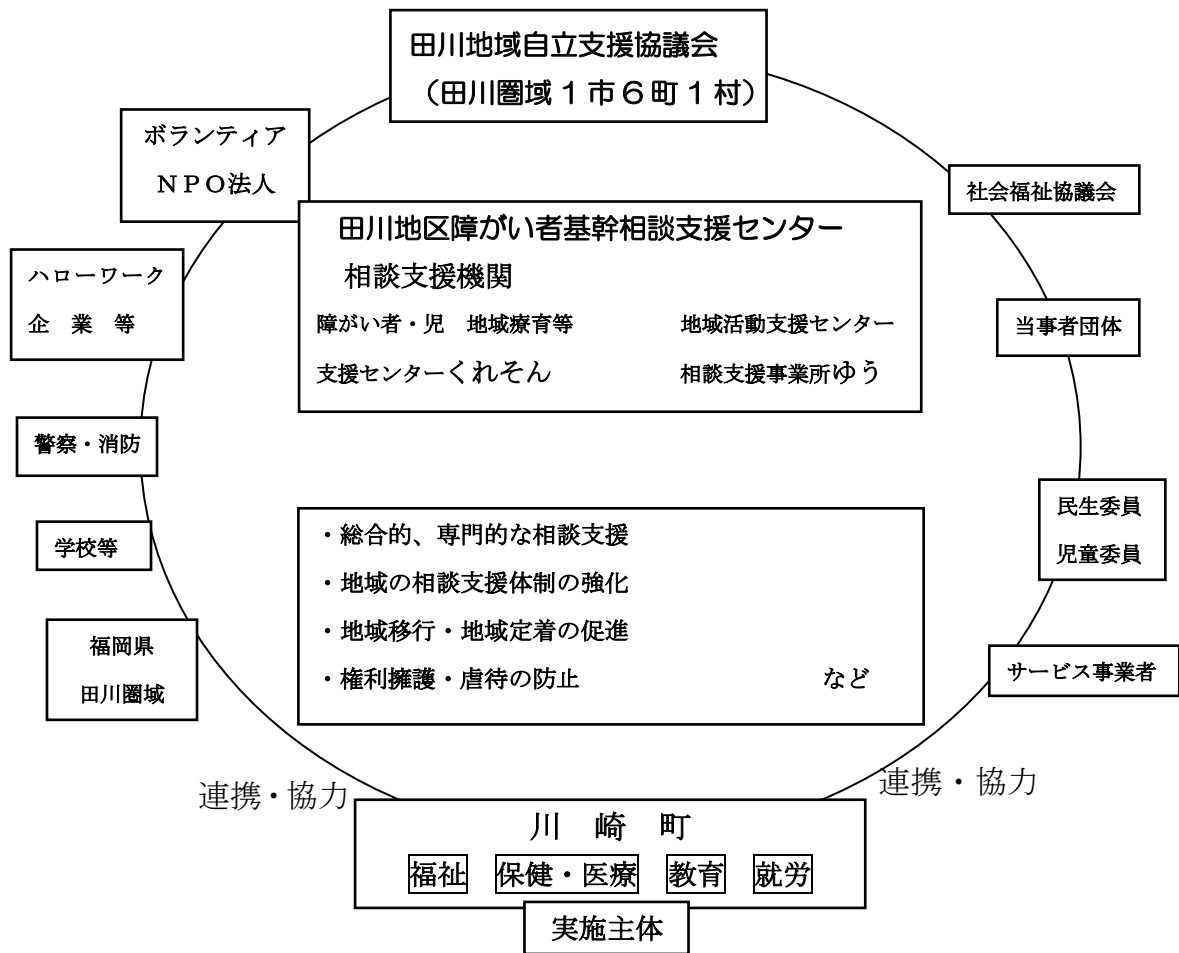
②相談支援機関

障がい者等相談支援事業は、在宅の障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目的としています。

＜相談支援事業の主な機能＞

- ・福祉サービスの利用助言に関する業務
- ・社会資源を活用するための支援に関する業務
- ・社会生活能力を高めるために支援する業務
- ・ピアカウンセリングに関する業務
- ・権利擁護のために必要な助言に関する業務
- ・専門機関の紹介に関する業務
- ・その他障がいに関する業務

(2) 連携体制



2. 策定委員会

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の成立や発達障害者支援法の施行、障がい者のニーズの多様化、生活環境の変化、財政事情の動向など、社会経済環境の変化により障がい者施策は大きな転換期を迎えています。

このような社会経済環境の変化や国の障がい者施策等の動向を踏まえ、必要に応じて「計画策定委員会（仮称）」を設置し、計画の見直しを行うなど、計画の弾力的な運用に努めます。

3. 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

障がいのある方が安心して生活を営むことができるよう各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけではなく、専門職の確保が重要となります。町における人材の確保、職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質向上が図られるよう、情報交換、協力・支援を行う等連携し、取り組んでいきます。

(2) 職員等の資質向上

川崎町の障がい福祉行政を推進していくためには、組織として機能を十分発揮できるような職員の育成と資質の向上が求められます。各種研修会への積極的な参加を行うとともに、職場研修の充実を図り、職員一人一人が自分に必要な能力を身に付け、行政職員として基本的な能力・資質の向上に努めます。

4. 計画の推進管理

担当課（福祉課）において、本計画の推進上の問題点の協議及び毎年ごとの事業実績等をもとに、障がい福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をPDCAサイクルの考え方にに基づき本計画の円滑な運用を図ります。

○「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（PLAN）」「実行（DO）」「評価（CHECK）」「改善（ACTION）」のプロセスを順に実施していくものです。

資料編

1. 川崎町障がい者・児福祉計画策定委員会設置要綱

川崎町障がい者・児福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第4期障がい者福祉基本計画並びに第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（以下「計画」という。）の策定のため、川崎町障がい者・児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、国の基本方針等と整合性を図りながら、計画の策定に関し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、障がい者・児の福祉について理解、知識のある者及び関係行政機関の代表者等のうちから川崎町長が委嘱する。

3 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 30 年 2 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 5 月 1 日より適用する。

2. 川崎町障がい者・児福祉計画策定委員会委員名簿

	所属	氏名
会長	川崎町手話の会 青麦 会長	上條 美智子
副会長	障がい児・者を持つ親の会 代表	廣畑 美子
委員	学識経験者 すみれ育成会（すみれアクティブセンター代表）	柏木 利一
委員	川崎町身体障がい者福祉会 副会長	柏木 弘幸
委員	川崎町社会福祉協議会 事務局係長	手嶋 さとみ

3. 計画策定の経緯

期日	内容
令和2年6月25日	川崎町障がい者・児策定委員会の委嘱状交付式及び 第1回川崎町障がい者・児福祉計画策定委員会
令和2年12月4日	第2回川崎町障がい者・児福祉計画策定委員会
令和3年1月4日～15日	「川崎町第4期障がい者福祉基本計画及び第6期障がい福祉 計画及び第2期障がい児福祉計画（素案）」パブリックコメン ト実施
令和3年2月12日	第3回川崎町障がい者・児福祉計画策定委員会

4. 用語集

あ行	
NPO 団体	Non profit Organization の略であり、具体的には、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などあらゆる分野の民間非営利組織。
さ行	
社会的障壁	障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
手話通訳奉仕員	身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。
身体障がい者福祉相談員	身体障害者福祉法に基づき、身体障がい者の福祉の増進を図るため、地域の身体障がい者の相談に応じ、必要な指導、助言を行うほか、関係機関や関係団体等と連携をしており、援護思想の普及に努める相談員。
障害者週間	12月3日から9日まで。障害者基本法において、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められている。
ジョブコーチ	障がい者が職場に適應できるよう、ジョブコーチ（就労援助指導員）が職場に出向いて、障がい者が仕事に適應するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言等を行う制度。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、意思能力がない、又は、判断能力が不十分な成年者のために、金銭や身の回りの管理や保護に関する契約等の法律行為全般を行うための制度。
た行	
地域活動支援センター事業	障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」上の施設。また地域の実情に応じ、市町村が創意工夫により柔軟な運用、事業の実施が可能。

知的障がい者福祉相談員	知的障害者福祉法に基づいて、知的障がい者の福祉の増進を図るため、知的障がい者またはその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う県知事により委託された民間の協力者。
な行	
日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するものではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。
は行	
バリアフリー	「障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリー Free）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。
バリアフリー新法	「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。平成 6 年制定で、一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物についてバリアフリー化の努力義務を課している。
ピアカウンセリング	障がい者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障がい者の相談に応じ、問題の解決を図ること。
福祉的就労	就労支援施設などで福祉サービスを受けながら働く働き方のこと。障がいなどで企業で働くことが難しい場合、一般就労以外で働く場合の働き方として選択できる。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」によって定められた割合。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれに雇用割合が設けられており、それに相当する人数の障がい者を雇用しなければならない。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障がい者、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。児童委員は、児童福祉法に基づき、地域の児童および妊産婦の健康状態、健康状態、生活状態を把握し、それらの者に対する福祉サービスを行う者との連絡調整を行う。

ら行	
レスパイト・ケア	介護を要する障がい者や高齢者の家族を一時的に一定の期間、介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、一息つけるようにする支援。



川 崎 町